

9

41

降幡唯著

新撰仁科記全

發兌 伊藤書店

降幡 唯 著

# 新撰仁科記

全

明治  
37 37  
内交

發 兌

伊藤書店

## 新撰仁科記

## 序

天下爽快之事。莫若驟雨。驟雨必送迅雷。洗炎塵。蘇心氣。今夏余寓仁科大町。遇此快事。既而雨止雷收。忽雷淵降幡君袖其著新撰仁科記來。請題一言。余受而繙之。則不翅仁科之記。實安曇郡之進化史也。自其政教風俗。英雄割據。村落田圃。山河湖沼之變遷。至暴君汚吏。仁人義士之事跡。條目井然。網羅逸事。抽象古今。照人耳目。赫々如前日事。使仁科士民讀之。則必有思其祖先。慕其遺風。弔其故跡。不堪俯仰感慨者矣。特在仁科氏之後裔。則玉璧不亦管也。余乃謂雷淵曰。仁科士民。由來說仁科氏之事不詳。誤傳亦多。此書一出。則與彼驟雨迅雷。炎塵頓消。

人心爽快者一般。議論初定。足以傳後世。不亦快乎。雷淵笑而去。乃書以爲序。

明治壬寅秋九月

王峰 野々山直記撰

### 新撰仁科記

#### 緒言

一本書ハ北安曇郡小學校長會ノ委囑ニヨリ郡ノ歴史トシテ編纂セシモノナレドモ其供給材料中編者ノ事實ト認メザルモノハ一切之ヲ採ラズ又證憑不十分ナルモ編者ノ事實ト認メタルモノハ之ヲ敷衍シ又編者ガ嘗テ考證シテ世ニ問ヒシモノハ増補訂正シテ挿入セリ故ニ校長會ハ責任ヲ編者ニ負ハシメ編者ノ私撰トシテ出版ヲ許シタルモノナリ

一本書ハ前記ノ次第ニヨリ北安曇郡歴史ト題セズシテ新撰仁科記ト改メタリ是レ安曇郡中ニハ從來仁科記、仁科卷、仁科濫觴記、仁科ノ里開基録等ト題スル寫本アリ信府統記ノ編者嘗テ此種ノ記事ヲ集メ舊俗傳ト題シ其第十七卷ニ收メタリ本書ノ前半中以上ノ書ニ記載セル事實中

- 一 正確ト認ムルモノハ他ノ正史野乘ニ參考シテ之ヲ發揮シ誤認ト認ムルモノハ或ハ是正辯駁シ或ハ考證ヲ舉ゲタルニ因ルナリ
- 一 本書編纂ニ關シ引用參考シタル書籍文書ノ類ハ繁ク省クガ爲ニ除キテ載セズ又文字章句ハ其意ヲ取リテ全文ヲ取ラズ觀者之ヲ諒セヨ
- 一 本書ニ掲ゲタル戰跡城址邸宅寺院等ハ北安曇郡地誌ト參照スルトキハ一層明了ナルベシ
- 一 本書前半ハ安曇郡全體ニ就キテ記述シ後半ハ專ラ今ノ北安曇郡ニ就キテ記述セリ就中租稅天災地變風俗習慣維新改革等ノ記事ハ編者ガ見聞ノマ、ヲ記載シ未ダ盡サル所アレドモ小學教育ノ參考ニ供センガ爲之ヲ掲ゲタリ
- 一 本書ノ記事中考證ノ未ダ足ラズシテ誤認脱漏又ハ附會ノモノアルベシ觀者ノ指教ヲ待テテ補正セントス

一 本書ハ要スルニ今日マデ不分明ナリシ事實ヲ發揮シテ世ニ公ニシ後ノ正史ヲ編ムモノ、參照ニ資セントスルモノ特ニ仁科氏ガ承久及南北朝ノ際ニ當リ王事ニ勤勞シタル偉跡ノ發揚ニ勉メタルハ聊微意ノ存スル所ナリ

明治三十五年四月

雷淵外史 降幡雅識

# 新撰仁科記

雷淵外史 降幡唯編

## 目次

- 一、安曇郡名の由來……………一  
二、安曇連氏……………二  
三、泉小太郎考……………五  
四、信濃國司次第……………三  
五、平姓前仁科氏附田村將軍考……………三  
六、安倍姓仁科氏……………四  
七、源姓仁科氏附一條氏正誤……………三七  
八、信濃守護職次第……………四

九、後仁科氏附高根氏正誤……………七〇

十、安筑二郡領主次第……………七〇

十一、天正以後地方政治の沿革及郡中門閥家……………七〇

十二、町村庄屋の政務及世襲庄屋……………七〇

十三、郡奉行次第……………七〇

十四、郡境の番所附下條氏……………七〇

十五、小谷七騎……………七〇

十六、國界爭論……………七〇

十七、開化沿革史……………七〇

一、町村 二、人口 三、田畑反別

十八、租稅史附夫役……………七〇

十九、天災地變史……………七〇

二十、四ヶ庄一揆……………七〇

一、赤簑騒動

二十一、小谷騒動……………七〇

二十二、高橋氏の慈善……………七〇

二十三、風俗習慣史……………七〇

一、年中行事 二、冠婚葬祭

三、衣服飲食住屋 四、教育

二十四、維新の改革……………七〇

以上

# 新撰仁科記

## ○郡名の由来

安曇は、和名抄に阿都之と註せられあるより、學者種々の説あり。信濃地名考に下加茂眞淵の説を引き、海てふ義なりとあり。古事紀傳には、安曇は海人津持の約に依り、綿津見神の子孫領有の地なるを云ふとあり。舊俗傳ふる所によれば、上古此地方は一大湖なりきと云へり、さればワダツミ又はアツウミの約なるべし。

安曇の文字は、元明天皇の和銅六年に、國郡の名稱を一定の文字とし給ふ時より後に見ゆ。其以前は、阿曇の文字なりしものゝ如し。あづし一名「おひようにれ」といふ。樹皮は布を織るべし。今も北海道の



土人は、用ゐて衣服の料とす。我郡中に多し。和名抄の訓、誤にはあらざるべし。後世安曇を字音と心得るものあり。乃ち曇の原音ダム、日本の漢吳音ドム、多行の變化ヅムとなる。ムは末行の變化ミとなる。故にアヅミと變化したるなりとの説あり。記して博雅の参考とす。尙和泉小太郎考、第三説、第四説を見るべし。

### ○安曇連氏

上古海神豊玉彦命の子穂高見命、穂高岳に降臨し、子孫山腹に居ること數世、安曇連氏は、實に此穂高見命の後なりと云ふ。相傳ふ、穂高見命の子小栲梨命より八世の孫に、阿居太都命と云ふものあり。孝元天皇の二年初めて入朝し、五年に天照大御神を信濃に崇め、又手力雄命を戸隠山に祭り、安曇の湖水を決し、穂高岳より下りて平地に

住す。犬養氏は、實に此阿居太都命の後なりと、然れども事實の信偽、今知るべからず。

安曇連の稱は、大濱宿禰に始まる。大濱、應神天皇の三年十一月に、處處の海人の命に従はざるものを平けて、海人の宰となり、子孫朝廷に仕へたり。

安曇連濱子は、住吉仲皇子の反に黨し、攝津の海人を率ゐて履仲天皇に龍田山に追及ぶ。天皇林中に隠れて難を免かれ給ふ。元年四月濱子捉へられしが、其死を免されて黥せられたり。

安曇連黒友は、推古天皇の三十二年に法頭となれり。

小華下西海使安曇連頰垂は、齊明天皇の三年に百濟に使して歸り、駱駝一頭、驢馬二頭を献せり。同四年に又百濟に使して歸り、百濟新羅を伐ちて還るとき、怪異ありしことを奏す。天智天皇の九年九月、命を奉じ

て又新羅に使せり。  
大錦中大將軍安曇連比羅夫は、皇極天皇の元年百濟に使用して歸り、百濟  
舒明天皇の弔使を遣はすことを奏し、更に命を奉じて筑紫に赴き、弔使  
の消息を問ふ。天智天皇の元年船師百七十艘を率ゐて、百濟の王子豊璋  
を其國に送還す。

内少七位安曇連稻敷は、天武天皇の元年三月命を奉じて筑紫に赴き、天  
智天皇の喪を唐使郭務悰に告ぐ。

從五位下武藏少目安曇三國は、天平中の人なり。其詠歌萬葉集第二十卷  
に見ゆ。

安曇連氏は、稻敷の後連の稱を停められて、安曇氏となりしが、三國の後  
復聞ゆるものなくして、支族犬養氏著はる。蓋安曇連氏は、上古安筑二郡  
を領し、中には信濃國造をも兼ねし豪族なるべし。今穂高岳に、其古墳

尙存在し、其祖穂高見命は、穂高に祭られて、縣社に列せり。

附記、犬養氏は、神魂命八世阿居太都命より出で、分れて二流となり、  
縣犬養氏は、筑摩の郡司、海犬養氏は、安曇の郡司たりしが如し。二氏  
の詠歌多く萬葉集に見ゆ。就中、縣犬養大伴は、壬申の亂に功ありて、  
位、直廣壹に至り、子孫朝廷に仕へて諸國の守となり、又其女子女孫に  
は、妃嬪となりて皇子皇孫を生みしものあり。

### ○泉小太郎考

仁科記及信府統記の舊俗傳に、上古安筑二郡の間に一大湖ありしを、  
泉小太郎と云ふもの、今の山清地を鑿ちて平陸となしたりとの記事  
あり。史家の之を説明するもの、或は神代の事なりと云ひ、或は孝  
元天皇の御宇と云ひ、又景行天皇の十二年と云ひ、推古天皇の十五

年と云ひ、或は太郎次郎等の稱の始まりたる中古の事なるべしと云ひ、或は事實無根の小説なりと抹殺するものあり。因りて泉小太郎考を著はす。

上古安筑二郡の間にありし湖水を決して、平陸となしたりてふ、傳説を事實なりとして、泉小太郎の何者なるかを論ずる者に五説あり。今次第に之を記し、併せて余が考案を叙すべし。

第一の説は、湖水を決せしは神代の事にして、綿津見神の子宇津志日金拆命及び其子宇津志奈賀命父子の事跡なりとするもの是なり。此説に因るときは、舊俗傳の白龍王は日金拆命、犀龍王は水鉋斗賣命、小太郎は奈賀命にして、親子力を併せて湖水を決し、更級郡水鉋に落す、奈賀命の子豊玉彦命、其子穂高見命に至り、初めて平陸となれり。日金拆命父子に限り、宇津志の美稱あるは、人民其功徳を贊するなりと。

雷淵外史曰く、此説による時は、開決の地は、山清地より上水内郡小田切村に至るの間なり。

第二の説は、問巢記と云へる書を根基とし、湖水を決せしは建御名方命及び其子武水別命、父子の事跡なりとするもの是なり。此説による時は、初武水別命小舟に乗じて湖水の北岸問巢に着き給ひし時、此地に大日向彦大日向媛と云へる夫婦の者ありて、出で迎へ、此所山薄ければ潰決し得らるべしと奏す、命二人に命じて土功を起さしめらる、御兄弟なる彦髪別命、伊豆速雄命、蓼科命も來りて役を助け給ふ。御父建御名方命、御母八坂斗賣命も亦此事を聞き、國中の壯丁を發して來り助け給ふ。此時南風大雨を吹送りて水層大に増加し、怒濤北岸に激せしかば、工事の個所の土砂岩石を流下して、次第に河道を廣め、風雨止むの後、湖水終に涸れたりと。よりにて舊俗傳の白龍犀龍を、諏訪の兩柱神とし、小太郎

を武水別命なりとせり。

雷淵外史曰く、此説によれば、湖水の決所は、今の北安曇郡廣津村の大日向なり、今同地に問巢と云ふ地名存せり。

第三の説は、人皇以後の事なりとせり。其説に曰く、上古建御名方命より以來、其子孫信濃を治められしが、威稜漸く衰へたるにより、穗高見命の裔阿居太都命（乃ち白龍王）、孝元天皇の二年に入朝し、皇子少彥建猪心命を奉じて國に歸り之を主とす。阿居太都の妻佐居太都（乃ち犀龍王但後世居を居と誤訓す）其子阿都之命と、皇子の命を奉じ國中の壯丁を發して湖水を決せり。犀川の稱は、佐居太都の名に取り、安曇の稱は、阿都之の名に取る、俗説の泉小太郎は、阿都之命なりと。

雷淵外史曰く、姓氏錄、萬葉集作者部類等を参照するに、阿居太都と佐居太都とは同人なるが如し。阿都之命と云ふもの國史所見なし。和

名抄安曇の註阿都之と見ゆ、信濃地名考に之を引き、アツミと呼ぶは後世の訛なりと記せり。犀川の稱は、同書に此川の上流に黒百合あり、黒百合の古名サイなれば、犀川の名は起りしならんと見えたり。

第四の説は、仁科濫觴記と云へる書を根基として説くもの是なり。其説に曰く、崇神天皇の朝に、神八井耳命の裔建五百建命、國造たりしも、子孫絶えしにより、國人穗高見命の裔阿曇、手力雄命の裔九頭太都と入朝し、崇神天皇の皇孫仁科王を奉じて國に歸り之を主とす、阿曇王に湖水を決せんことを請ひしにより、王は九頭太都に命じて役を督せしめ、國中の健兒を發して、湖水の落口山征地を鑿たしめらる、此時白水光郎と云へる者あり、多力にして水中の作業を能くし、最も功あり。景行天皇の十二年に、湖水全く涸れて平陸となる、是より先、王は天照大御神を祭り、九頭太都は手力雄命を戸隱山に祭り、阿曇は穗高見命を穗高岳に

祭りて成功を祈れり。後王、阿曇と隙あり、阿曇入朝して王を讒せしかば、王坐して國造を停められ、憂憤して薨じ給ふ。後成務天皇の朝に、國郡を定め給ふに當り、阿曇が開拓の地なればとて、郡名及郡境の川を阿曇とせられしも、國人阿曇が不忠を惡み、郡をアツシ、川をアツサと改め呼び、専ら此地方を仁科とのみ稱したり。舊俗傳の白龍犀龍は、王及九頭龍にして、泉小太郎は白水光郎の文字を誤寫せしなり、即白水の二字を一字とし、光の一字を小太の二字に書せしなりと。

雷淵外史曰く、仁科王と云ふもの國史所見なし。又仁科王の名より仁科の地名出でたりと云ふこと如何あらん、科布の地名シナにて布を織りたるに基き、更級は晒シナ、埴科は剝シナ、保科は干シナ、仁科は養シナを産出したる地名なりとは、學者の説なり。

第五の説は、野史に、推古天皇十五年大仁鳥臣をして東國に行かしめ、信

濃に於て水内、海を治めしむとあるを根基とし、安曇の湖水も、水内の湖水と、同時に治められたりとする説是なり。其故は舊俗傳に、泉小太郎山清路を鑿ち、水内橋下の巨岩を破り、越後の沼垂を開きて、水を北海に注ぎたりとあれば、泉小太郎は此大仁鳥臣の事ならんと云ふにあり。雷淵外史更に曰く、第一の説は、日金拆命の名より、第二の説は、武水別命の名より、第五の説は、野史によりて説をなすものにして、共に舊俗傳と遠し、第三の説は、能く白龍犀龍を證明し、第四の説は、能く泉小太郎を證明せり。然れども皆缺點あるを免れず、若し此二説を合同折衷せば、稍完全ならん。左に之を記して余の考案とすべし。

神魂命八世の孫阿居太都命(即白龍王又犀龍王是なり)が奉じて國に歸りしてふ少彦建猪心命、仁科に住み給ひしにより、仁科王の稱起りしならん。今上水内郡古牧村に此皇子の墳墓と稱する字王塚あり。手力雄命の

裔九頭龍と云ふものは、戸隠神社に合祭せられ、水を司るの神なりとして、水旱共に祈られ給ふは、人の知る所なり。其降誕の地と稱するもの北佐久郡横鳥村にあれば、國人たること疑なし。其時代は永代節用集、年代記等に、孝元天皇辛卯、太神宮を信濃に崇め、手力雄命を戸隠山に祭ると見え、戸隠神社由緒に、孝元天皇の五年九頭龍神の勸請なりとあれば、九頭龍は孝元天皇の時の人なる事明なり。今日嚴然戸隠神社に合祭せられ、司水の神として知らるゝより推せば、湖水開決の指揮者は、九頭龍なるべく、工事に大功ありしは、白水光郎なるべし。余の見たる仁科濫觴記には、白水郎光又日光白水郎とありたり。今東筑摩郡上川手村に、字<sup>ア</sup>と稱する地あり、是白水郎光が出生又は終焉の地なるべし。

○信濃國司次第

雷淵外史曰く、仁科記及舊俗傳等に、信濃の國司は、高根氏一條氏の外、清原氏二人あり、其餘國司の姓名詳ならずと記し、近年出版にかゝる、信濃寶鑑にも、僅に七十餘人を列するのみ、故に此次第を掲げたり。

天皇	補任又は勤務年代	守又は介	守	名	介	名
元明	和銅元年三月	信濃守	小治田宅持			
	同 七年	守	佐伯沙彌麻呂			
元正	不詳	不詳	不詳		不詳	
聖武	天平三年五月	守	巨勢又兄			
	同 十八年六月	守	物部依羅人會			
	同 十九年十一月	守	坂合部金綱			
孝謙	天平勝寶中	守	佐伯大成			
淳仁	天平寶字元年七月	守	忌部島麻呂			
	同 五年	信濃介			紀麻呂	
	同 八年正月	守	藤原繼繩			

仁明 淳和 嵯峨 平城

同十二年	同十四年	同十五年	同十七年	同二十年	同廿三年	大同元年正月	弘仁四年正月	天長三年三月	同五年正月	同七年	同九年	同十年正月	承和二年正月	同三年	同七年正月
------	------	------	------	------	------	--------	--------	--------	-------	-----	-----	-------	--------	-----	-------

守	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼
守	守	守	守	守	守	守	守	守	守	守	守	守	守	守	守	守
笠江人	仲雄王	中臣麿主	宇治王	菅原清公	紀百繼	出雲廣貞	南淵弘貞	源弘	藤原大津	興世香主						

石川清主  
藤原繼業  
和弟長  
坂本佐太氣麻呂  
安部安仁

桓武 光仁 稱徳

同九年三月	同十年十月	同五年正月	延暦三年四月	天應元年五月	同九年二月	同七年	同五年三月	同三年九月	寶龜元年十月	同九年九月	同三年七月	同二年七月	神護景雲元年七月	天平神護二年七月	天平寶字十年十月
-------	-------	-------	--------	--------	-------	-----	-------	-------	--------	-------	-------	-------	----------	----------	----------

兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼
守	守	守	守	守	守	守	守	守	守	守	守	守	守	守	守	守
藤原乙叡	縣大養堅魚麻呂	巨勢苗麻呂	紀家繼	大原淨貞	菅生王	石川望足	多治比豐滋	藤原楓麻呂								

當麻王  
渡宜水通  
弓削大成  
田口水直  
多治比賀智  
介、平郡清麻呂

文德

承和八年正月  
 同年四月  
 同九年八月  
 同十二年  
 同十三年正月  
 嘉祥元年正月  
 同年八月  
 仁壽元年正月  
 同二年正月  
 同三年正月  
 同一年二月  
 同一年八月  
 齊衡元年正月  
 天安元年二月  
 同二年正月  
 同年九月

權 介 守 介 守 介 守 介 守 介 守 介 守 介 守 介 守 介 守 介 守 介  
 紀綱麻呂  
 清原秋雄  
 小野篁  
 藤原助  
 久賀三夏  
 平實雄  
 南淵年名

藤原貞守  
 毛野文繼  
 伴御園  
 佐伯雄勝  
 紀最弟  
 清原秋雄  
 紀道茂  
 藤原秀道  
 權介、田口統範

清和

陽成

貞觀二年  
 同三年正月  
 同四年正月  
 同六年正月  
 同七年正月  
 同八年正月  
 同九年正月  
 同十年正月  
 同十一年二月  
 同十二年正月  
 同十四年  
 同十六年正月  
 元慶二年正月  
 同三年  
 同五年正月  
 同八年三月

權 介 守 介 守 介 守 介 守 介 守 介 守 介 守 介 守 介 守 介 守 介  
 橋吉雄  
 在原行平  
 橋吉雄  
 有宗眞行  
 源眞行  
 藤原水谷  
 興基王  
 紀有常  
 在原守平  
 源包  
 藤原有陸  
 橋良基

紀冬雄  
 藤原是繩  
 滋野恒隆  
 權介、佐伯子房  
 權介、藤原恒實  
 橋茂陸  
 權介、良岑唯實  
 介、藤原有令



後三條	後三條	三條	華山	圓融	冷泉	村上	村上	村上	村上	村上	村上	村上	村上	村上	村上	村上
長久中	長元中	長和中	長保三年正月	同四年	正曆元年正月	永延二年正月	寬和中	天元中	天延中	安和中	應和元年正月	天曆中	同七年九月死亡	同七年九月死亡	同七年九月死亡	同七年九月死亡
兼權守	兼權守	兼權守	兼權守	兼權守	兼權守	兼權守	兼權守	兼權守	兼權守	兼權守	兼權守	兼權守	兼權守	兼權守	兼權守	兼權守
源賴親	源濟	源重	源道方	藤原惟正	藤原隆家	藤原國行	佐伯公	藤原陳忠	平維茂	源滿仲	源惟正	源經基	源重光	紀文幹	高階師尙	高階師尙

朱雀	醍醐	宇多	光孝	光孝	光孝	光孝	光孝	光孝	光孝	光孝	光孝	光孝	光孝	光孝	光孝	光孝	光孝
承平中	同三年	延長二年二月	同十八年正月	同十五年二月	同十年	同七年正月	延喜元年	昌泰元年正月	同七年正月	同四年	寬平元年	同三年六月	同二年二月	仁和元年正月	元慶八年五月	元慶八年五月	元慶八年五月
兼權守	兼權守	兼權守	兼權守	兼權守	兼權守	兼權守	兼權守	兼權守	兼權守	兼權守	兼權守	兼權守	兼權守	兼權守	兼權守	兼權守	兼權守
源公家	源公家	源公家	源公家	源公家	源公家	源公家	源公家	源公家	源公家	源公家	源公家	源公家	源公家	源公家	源公家	源公家	源公家
藤原顯忠	藤原顯忠	藤原顯忠	藤原顯忠	藤原顯忠	藤原顯忠	藤原顯忠	藤原顯忠	藤原顯忠	藤原顯忠	藤原顯忠	藤原顯忠	藤原顯忠	藤原顯忠	藤原顯忠	藤原顯忠	藤原顯忠	藤原顯忠

後白河	二條	六條	高倉	安徳	後鳥羽
久壽中 保元中	永曆元年正月 長寛元年十二月	仁安元年	承安二年閏十二月 安元二年	壽永二年正月	元曆元年
權守	重任	重任	重任	重任	重任
守	守	守	守	守	守
中原兼遠	藤原伊輔	同 或云海野重親	藤原實教	藤原能成	同 加々美遠光

備考

加々美遠光の後、藤原行光、藤原資頼等を経て、遠光の子小笠原長清、信濃の守護に補せられ、守介の稱は虚職となる。  
 白河堀河鳥羽の朝に當り、海野氏造寺の功、又は造寺資を献するの功を以て國司に任ぜられたりと云へり、幸恒、幸明、幸眞、幸盛、幸家是なり、年代不詳なるを以て載せず。

後冷泉	後三條	白河	堀河	鳥羽	崇徳	近衛
永承中 天喜中 康平中 延久中	承曆中 承徳中 永久中 大治中	長承元年十二月 保延二年 永治元年 康治二年正月 久安二年正月 同四年十月	仁平元年	重任	重任	重任
權守	重任	重任	重任	重任	重任	重任
守	守	守	守	守	守	守
大江成衡	藤原家經	源爲公	源清長	源義家	源國房	源仲重

安倍泰種

○平姓前仁科氏

仁科氏は平貞盛の義子鎮守府將軍平維茂より出づ、維茂嘗て信濃守たり、任滿つるの後川中島の雨宮に居る、國人尊稱して雨宮殿と云ふ。正歷中賊僧中房義式と云ふもの黨與を集めて安曇郡有明山に據り、自ら八面大王と稱し社寺を燒毀し人民を剽掠す。國司吉田修理大夫惟正援を維茂に請ひ討ちて之を平ぐ。維茂の長子繁貞館を矢原の庄に築きて居り以て餘黨を鎮撫す。國人尊稱して矢原殿と云ふ。繁貞の子茂遠仁科御厨の庄高津屋に移る、國人之を仁科の高津屋殿と云ふ。茂遠の子清長(一、繁長に作る)初て仁科氏を稱し信濃守となる。(日本野史木曾義仲の子清長初て仁科氏を稱すとあり、義仲の子義重は仁科盛遠の女婿なり、混す)清長の子盛長盛長の子盛光を経て安曇郡の大半を領し勢威漸く振ふ。盛光の長子盛弘高梨氏を娶り、次子盛宗中原氏を娶る、故を以

て源平相闘ぐに及び、盛弘盛宗越後の宗族に従はずして木曾義仲に屬したり。

治承四年木曾義仲の兵を擧ぐるや盛弘盛宗之に従ひ其部將となる、養和元年盛弘兵に將として越中加賀を徇へ下し、九月進みて越前に入り平通盛を破りて歸る。

壽永二年四月盛弘又義仲の先鋒となり、先づ進みて越前に入り燈城を修めて之に據り以て平氏の大軍を防ぐ、新附の將平泉寺の長吏齋明と云ふもの欺を平氏に通じ、教へて日野川の渚水を決せしめしかば、濠水涸れて城終に陥る。盛弘退きて川上の砦に入り、平忠度と戦ひて敗れ走りて越中に歸り、に今井兼平の先鋒となり平盛俊を般若野に破る。此役に創を蒙るを以て手兵を弟盛宗に授けて代らしめ仁科に歸臥す。

壽永二年閏十月盛宗足利義清海野幸廣高梨高信等と共に義仲の先鋒とな

り、西平氏と備中水島に戦ふ、盛宗等水戦に習はず、且つ日蝕晦暝なるに會ひ、進退度を失ひて大敗し、盛宗其部兵安部太郎貞義相澤十郎元氏等と力戦して之に死せり。

元暦元年正月木曾義仲京師に亡ぶ、盛弘乃ち盛宗の子盛遠と鎌倉に屬し舊邑を全ふすることを得たり。

建久八年源頼朝善光寺に詣す、盛弘國人小笠原海野藤澤諏方村上平賀小室の諸氏と之を警衛す。

木曾義仲の亡後盛遠鎌倉に屬すと雖ども、窃に義仲の子義重を養ふ、常に奉じて以て兵を擧げ義仲の舊業を恢復せんことを思ふ、故に深く之を熊野に祈る、承久元年源實朝弑せられ源氏の正統絶ゆ、盛遠以て機乗すべしとなす、又二兒を挈へて熊野に詣る、後鳥羽上皇の新宮に行幸せらるゝに逢ひ、道傍に拜謁す、兒長は年十五次は十四并に未だ冠を加へず、

上皇二兒の清婉なるを愛し命じて西面の士となし給ふ、盛遠大に悦び駕に従ひて京師に至り、留りて侍衛し、冠を長子に加へて次郎盛朝と命ず。蓋上皇政權回復の志あるにより武士を收攬し給ふなり。鎌倉の執權北條義時之を聞き、怒りて曰く、彼既に關東の恩を承く何ぞ恣に仙洞に咫尺することを得んやと、乃ち盛遠の邑二所を沒收し苜野谷政治に與ふ、上皇勅して之を還さしむ、又白拍子龜菊の訴を以て義時に勅せらるゝ所あり、義時并に勅を奉せず、上皇久しく憤を關東に畜へらるゝ、是に至りて終に討伐の議を決し給ふ。

承久三年五月上皇盛遠等の建策に従ひ、先づ城南寺の流謫馬に托して近畿の兵を召し、右大將西園寺公經父子を執らへ、即日北條義時の官爵を削り、兵を五畿七道に召して之を討じ給ふ、事鎌倉に聞ゆ、義時子弟を將とし兵十九萬人を發し、東海東山北陸三道より進みて京師を犯さしむ。

盛遠父子一説盛遠は宇治を防ぎ盛朝越中に赴く宮崎左衛門尉定範精谷左衛門有久等と進みて加賀に入り林、富樫、井上、津幡諸氏の兵を合せ、越中に入り石黒、野尻諸氏の兵を合せ、寒原の市振に至り、海濱には鹿角を樹て山上には大木巨石を懸け以て之を扼す、賊將北條朝時兵四萬餘を率ゐて寒原に至り、官軍の險要に據るを見、密かに計りて牛七十頭を收め、夜に乗じ炬火を角に縛して之を縦ち兵其後に從ふて喧噪す、定範以て敵兵大に至るとなし悉く木石を發す、牛死傷して兵入る定範等戦利あらずして退く、六月八日朝時越中國府に至る、盛遠父子定範と兵二千餘を以て礪並山に軍し、有久志雄山に軍し加越の兵黒坂に柵して之を防ぐ、朝時急に攻めて志雄黒坂を抜く、有久遁れ走り加越の兵皆潰ゆ、盛遠父子定範と賊將結城朝廣佐々木信實等を迎へ撃ちて之を却く、朝時の大軍踵ぎ至り定範終に敗走し盛遠父子重圍に陥る、是に於て安倍式部貞胤、横澤六郎貞友、松崎

次郎、山田七郎等仁科一黨百二十騎と大に呼びて決戦し、父子皆亂軍中に戦死して前の仁科氏亡びたり。  
此役は大妻太郎兼澄は盛遠の手に屬せんと、急ぎ中仙道より京都に上りしに、盛遠出發の後なりしかば、官軍に從ひ尾張川大炊の渡にて賊將武田小笠原の軍を防ぎ、武田方にて千野六郎川上左近と名乗りて一番に川を渡せしを、兼澄之を射落し、繼ぎて常葉六郎我妻太郎内藤八郎の三騎を射取りて高名を著せり。  
仁科御厨の庄高津屋なる仁科氏の居館、及び其菩提所たりし錦明山常光寺は、役の前後に於て北條氏の爲に焼夷せられたるもの、如し、後世館址を館の内村と稱し、寺址を常光寺村と稱せり。

平維茂

平貞盛養子、信濃守、出羽介鎮守府將軍、越後守

繁貞

左衛門大夫

茂遠

一繁職、作繁貞季弟、信濃介

清長

一繁長初稱仁科氏、信濃守

盛長

隱岐守

盛光

七郎

盛弘

太郎

盛宗

次郎實盛弘弟

盛遠

平四郎

盛朝

次郎

備考

武家評林大系圖の編者は、仁科七郎盛光を高梨七郎盛光と同一視せしにや盛弘盛宗を高梨盛光の子及孫とし盛朝を盛宗の子とし源氏の系圖中に入る、葦源平盛衰記太平記等に仁科高梨と連記し同族なるが如くなるによる、然れども木曾義仲に赤旗を樹て、城氏を欺くの

計を進めたる井上光基は、高梨盛光の兄井上光平の玄孫なり、又木曾義仲の先鋒となり仁科盛宗と共に備中水島に戦死したる高梨高信は、盛光六世の孫なり、燧城を守りし仁科盛弘を直に高梨盛光の子とすること如何あらん、余はこの仁科氏を以て平氏とし推定して前記の如しとなすものなり。

附田村將軍考

信越兩國間には田村將軍の創建と稱する社寺多し、我信濃にては此田村將軍の何人なるかを極めず、妄に之を坂上田村麻呂なりと推斷せるが故に、田村麻呂は我信濃の人なるが如き奇觀を呈せり、今之を示さん  
一、南安曇郡穗高神社由緒、信府統記に因るときは延暦の初年田村利仁義死鬼を退治云々と見え、

二、同郡栗尾山滿願寺縁起、善光寺道名所圖會による時は延暦十四年坂

- 上田村將軍中房山の賊を退治云々と見え、
- 三、小縣郡泉田村大日堂縁起、長野縣統計書によるときは延暦十六年坂上田村麻呂の建立なりと見え、
  - 四、南安曇郡有明村不動堂縁起、同書によるときは延暦二十年坂上田村麻呂の草創なりと見え、
  - 五、北安曇郡平村大澤寺縁起、同書によるときは延暦二十四年坂上田村麻呂の建立なりと見え、
  - 六、南安曇郡有明村五龍山明王院縁起、幽谷餘韻によるときは大同元年坂上田村麻呂有明山の賊を誅し云々と見え、
  - 七、北安曇郡社村源花山盛蓮寺縁起、信府統記によるときは大同四年坂上田村麻呂利仁將軍觀音堂建立云々と見え、
  - 八、東筑摩郡松本町筑摩神社由緒、善光寺道名所圖會によるときは、此

- 宮大同中坂上田村麻呂の創立なりと傳ふれども延喜式内に列せざるは不審なりと見えたり。
- 九、以上の外小縣郡高井郡等にもあれど、年代同じきものは煩はしければ略す。
- 雷淵外史曰く、國史を案ずるに坂上田村麻呂の時は上に英明なる桓武天皇ありて、延暦二年に私に道場を立て寺堂を造ることを禁せられたり。故に田村麻呂畢世中僧延鎮の爲に山城に清水寺を建てしかど、朝廷に請ふて官寺となしたり。如此時代に於て田村麻呂が特に我信濃に入り、違勅の罪を犯して此多數の寺堂を建てんや。
- 人或は云ふ特に信濃に來りしには非ず東夷征討の途次我信濃を経たるに由ると、余は駁して曰はん田村麻呂の東夷征討は延暦十年同二十年同廿一年同廿二年の四次なり、前記中之に符合するものは只一あるのみ、大

同中の如き田村麻呂は常に右近衛府にありき、誣妄知るべしと。又口碑單に田村將軍と傳ふ、然るに之を田村麻呂なりと判定し、且つ社寺開創の古代なるを粧はんとし、大同四年より延暦の初年に遞次上進するこそ笑止なれ。

然らば田村將軍とは何人ぞと云ふに、越後の地誌と他の史傳とによりて平維茂なることを知る。我信濃にても

一、小縣郡別所村安樂寺は維茂の開基なりと諸書に見えて有名なり。

二、更級郡八幡村に八幡宮を勸請せしは維茂なりと神社考に見えて人の知る所なり。

三、東筑摩郡松本町筑摩神社由緒、信府統記に社家の口碑を記して有明山の賊を討ちしは雨宮殿と吉田殿との二人にて、八幡宮を勸請して勝利を祈りしは吉田殿、社殿を造營して報賽せしは雨宮殿なりとあ

りて、田村將軍の雨宮殿なることを知る。

次に田村將軍は何故に多く寺堂を建てしかと云ふに、往生傳に維茂篤く佛法を信じ法華を練習し僧源信に従ひて法を問ひ年八十にして往生の素懷を遂げしことを記せり。如此信者なるが故に善光寺に近き雨宮に居り信越兩國の守たりし日多く寺堂を國中に建てしものならん。

さて維茂を何故に田村將軍と云ひしかと云ふに、維茂の傳記に維茂初陸奥の田村郡に居り、州の豪族藤原師任と田を争ひて戦を開き、終に諸任を殺し、かば威名東國に振ひ、人其勇武に服して將軍殿と呼べり、後果して鎮守府將軍となると見えたり。されば田村の將軍とは維茂が眞の將軍とならざる前の稱なり。

尙大日本史維茂傳の註に、維茂曾て信濃を經しに、賊の婦人の粧をなして人を誑き殺し、又夜叉の假面を被ふりて人を嚇し財物を奪ふものあり、



維茂撃ちて之を殲すと見ゆ。此婦人の粧をなしたるは戸隠山の賊なるべし。夜叉の假面を被ふりたるは有明山の賊なるべし。

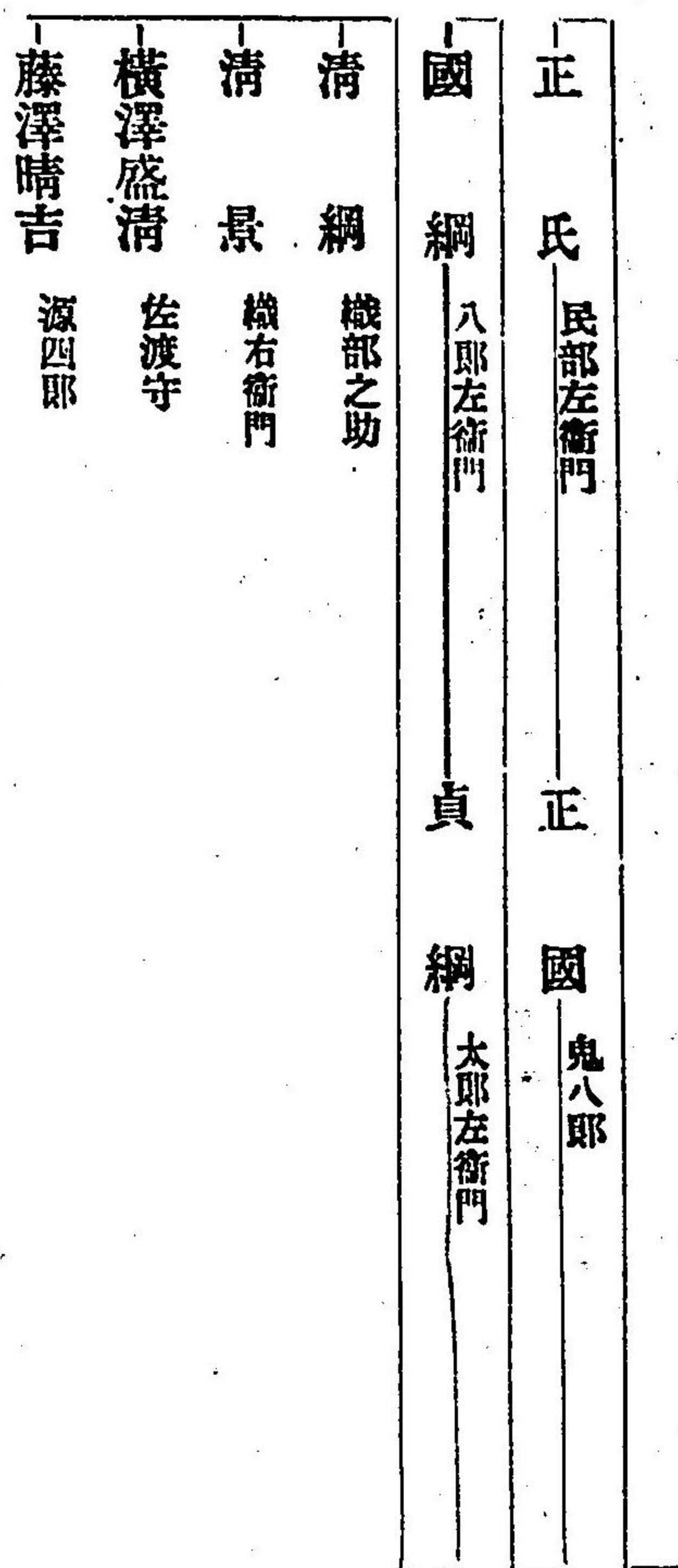
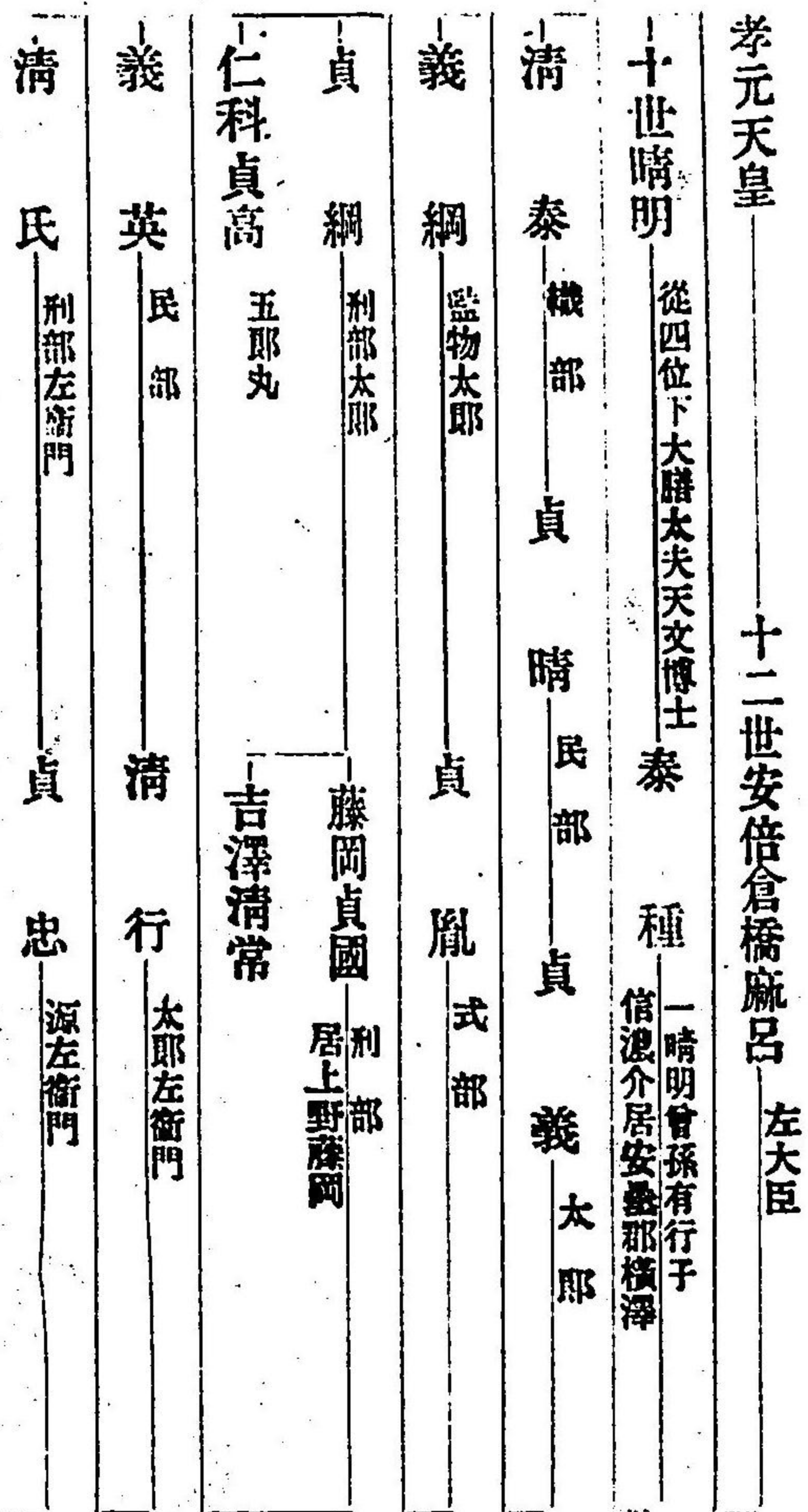
### ○安倍姓仁科氏

安倍姓仁科氏は、天文博士安倍晴明より出づ、晴明の第六子式部丞泰種、永久中信濃介に任せられ、任滿つるの後、安曇郡横澤に占居す。藤岡、横澤、藤澤、相澤、古澤、吉澤の諸氏皆安倍氏より出で、分れて郡中各所に居り、仁科氏に屬す。仁科一黨八十三騎、安倍氏實に之が首たり。泰種の曾孫太郎貞義、其子監物太郎義綱と、仁科盛弘、盛宗に従ひ、木曾義仲に屬し、北陸道に轉戦して功あり。壽永二年閏十月貞義盛宗に従ひ、西平氏と備中水島に戦ひて之に死す。義綱元暦元年正月今井兼平に従ひて勢田を防ぎ、戦敗るゝに及び、兼平と共に粟津原に戦死す。義綱の子

式部貞胤、承久三年六月仁科盛遠に従ひて賊軍を防ぎ、越中礪並山に戦死す。是より先き、苅野谷政治仁科盛遠の舊邑を領す。承久役後仁科氏の舊臣を遇すること無狀にして、動もすれば其采地を奪ふ。貞胤の子刑部太郎貞綱亦采地を奪はる。貞綱深く之を恨み、政治を殺して仁科氏を回復せんことを謀る。貞應元年四月横澤玄蕃、相澤四郎、北條金吾、長島十郎、八木八郎等八十一騎卒若干を集め、第五郎丸貞高と之を率ゐて、急に政治を森城に襲ふ。政治拒戦甚力む、貞綱戦死す、貞高乃ち兵を分ちて湖東に伏せしめ、旗を巻きて伴り敗走す、政治城を出で、之を逐ふ、伏兵虛に乗じて城を奪ひ、政治を挟み攻めて之を殺す。貞高乃ち改めて仁科氏を稱し、仁科氏の舊邑を占領し、威權甚盛なり。嘉祿二年五月(一天福元年)木曾義仲の遺子原義重、竊に鬼無里より來り、大野田城にありし舊臣手塚次郎に頼り、貞高の亡狀を鎌倉に訴へて、之を討せんことを

請ふ、將軍賴經教書を下し、義重をして貞高を誅せしむ、貞高拒戦互に  
勝敗ありしが、終に戦死し、安倍姓仁科氏亡びたり。

安倍姓仁科氏系圖



備考 藤岡貞國以下の事跡は小谷七騎傳横澤氏の條下に記す

尙松本城開基録には安倍姓仁科氏は貞高より六傳して南北朝の末に亡びたりとし次の源  
姓仁科氏を否認せり

○源姓仁科氏

源姓仁科氏は征夷大將軍源義仲より出づ、元暦元年正月義仲の軍宇治勢

多に敗る、時、仁科盛遠叔母巴の囑を受け手塚光盛の子次郎某樋口兼光の子熊丸行時等と、義仲の第二子力壽を擁し間行して信濃に歸り、水内郡鬼無里に隠し養ふ、里人之を木曾殿と云ふ、盛遠鎌倉を憚り更に之を大野田に移す、長ずるに及び女を以て之に妻はせ名を義重と命じ原氏を稱せしむ。

承久三年六月仁科盛遠父子王事に死し、其邑苜野谷政治の領する所となる、貞應元年仁科の舊臣安部貞高政治を殺して其邑を奪ひ自ら仁科氏を稱す、貞高暴戾なり人民服せず天福元年義重兵を擧げて貞高を攻め終に之を殺し狀を鎌倉に以聞す、將軍賴經義重の木曾氏にして盛遠の裔にあらざるを知り命じて仁科及木曾を領せしむ、義重弟四郎義宗の外家沼田氏に隠るゝものを求め得て立て、木曾を領せしめ、自ら仁科氏の舊領に居り仁科氏を稱したり。之を源姓仁科氏の祖とす。

義重館を南原に築きて之に居る、是に於て今の大町の地稍人民の集まる所となる。

義重の子義元織部正と稱す。或は云義元實は高梨能登守經頼の子なりと義元の子義國右京亮と稱す、館を北原に築きて之に移る、義國の子義行信濃守と稱す。

元弘三年義行高梨義繁と新田義貞に屬して北條高時を征し、建武中新田氏の族と武者所に直す。

延元元年義行北畠顯家に從ひて西上し足利尊氏を討ず、同年九月尊氏詐りて降を請ひ乘輿を迎ふる時、義行叡山より駕に從ひて京師に入り足利氏に拘禁せられ翌年七月京師に歿す、義行の子義勝初兵庫助と稱し後左京亮と改む。

興國二年七月征東將軍宗良親王信濃に入り給ふ、伊那の人香坂四郎高宗後美作守と稱す、館を大河原に築きて親王を奉じ義兵を集む。義勝は親王隨行の將

一條少將具信父子を仁科に請じ、森駒澤の二城を修めて義士を招けり。  
同三年北畠准后親房常陸小田城に據り關東を經略すと聞き、具信義勝高宗等親王を奉じて赴き援く、同四年二月賊將佐竹義篤結城直朝來り攻む、具信等擊ちて之を破り敵將直朝を斬る、四月具信書を結城親朝に送りて其兵を出すを促す親朝依違して應せず、十一月城將小田治久叛きて賊將高師冬に降りしかば、親房等城を保つこと能はず因りて親王を奉じて關城に移る、師冬從ひて之を圍ひ具信春日中將顯時と力戦して之に退く、親房具信屢書を親朝に送りて其援を請へども親朝應せず、終に賊に降りしかば關城危急に迫る、顯時乃ち親王を奉じて竊に下妻の大寶城に移る、義勝高宗之に従ふ。

同六年高師冬の將三戸師親來りて大寶城を攻む、顯時乃ち義勝高宗に親王を奉じて逃れ去らしめ奮戦して之を退く、尋で關城大寶城皆陥り、具

信戰歿し親房顯時は脱走して吉野に歸れり、義勝高宗は親王を奉じて潜行し上野越後の舊故に頼り、終に越中に赴き石黒左近將監盛行に頼り、僅に護兵を得て正平元年信濃に歸れり。

正平六年冬足利尊氏弟直義と薩陀山に戦ふ、親王信遠駿の將士に令して尊氏の後を躡らしめ給ふ、義勝一條具信の子修理太夫具直舊俗傳高直に作り大澤寺縁記正信に作と兵を發して南せしが、小笠原氏の爲に要撃せられ行くこと能はずして引き歸る。

同七年二月新田義宗義興脇屋義治並に兵を上野越後の間に起し足利尊氏を武藏に討ず、義勝高宗千野滋野高梨の諸氏と親王を奉じて行きて之を援け、大に小手差原に戦ひ又碓氷峠に戦ひしが利あらずして引き反る、時に後村上天皇男山に在り足利義詮大軍を以て之を圍む、天皇兒島高徳を遣はし親冬に諭し入援せしむ、義勝高宗千野滋野根津伴野高梨の諸氏と、

親王に従ひ五月信濃を發せしが路にして男山陥ると聞き引き歸る。同十年山名師氏官軍に屬し攻めて京師を取ると聞き親王入援を謀り高宗と義兵を集め給ふ、義勝諏方の大祝隆種と首に之を應ず。同廿四年四月親王吉野に入り後村上天皇を弔ひ給ふ、義勝従ひて吉野に入り留り仕へて歸らず、天授五年吉野に歿す。義勝の子義治初掃部助行重と云ふ、後信濃守と稱す、文中三年新田義隆貞方兵を陸奥に擧げ回復を謀らんとし義治を招く、義治將に之を赴かんとして果さず、義治の時、に當り南風競はず國中只高宗と義治とのみ尙南朝に屬す、小笠原氏忌みて之を除かんことを謀る、義治の妹婿横瀬孫三郎盛忠小笠原氏に内屬し以て義治及一條氏を庇す、義治居常快々として樂ます、天授元年松尾神社を山城より勸請し、之に祈りて曰く神意南朝を助けば我をして兵を擧げて賊を討するを得しめよ、然らずんば速に我命を奪ひ給へと、和歌を

賦して曰く、

我命あらん限は國の爲祈るなりけり松の尾の神

然るに神明も此忠臣の微意を憐み給はずやわりけん、翌二年六月義治病みて將に死せんとす時に子女皆幼なり乃ち其邑土及仁科の姓を盛忠に譲り子女の養育を托して歿す、盛忠後義治の子義建に妻はすに其女を以てし、又長子盛國の爲に義治の女を娶る、義建改めて原氏に復し信濃守と稱し盛忠父子に臣事して執事たり、應永十九年歿す、其子義隆安藝守と稱す、永享十二年歿す、子孫北山村の日野に退隱して農に歸す。一條修理太夫の女は尼となり利了尼と號す、駒澤山大雄寺を駒澤城中太夫の墓側に創し父祖の冥福を祈りて終る、文明中に至り駒澤城址を擧げて寺域とし、改めて神龍山大澤寺と稱せり。

源姓仁科氏系圖

源義仲

從四位上征夷大將軍  
元暦元年正月二十日戰死于粟津原年三十一

仁科義重

幼名力壽 信濃守  
文應元年三月十五日歿年八十

義元

織部正  
正應二年三月廿四日歿于鎌倉

義國

右京亮  
正和二年三月十四日歿

義行

初名氏重 信濃守  
延元二年七月十二日歿于京師

義勝

初名貞重 兵庫助 左京亮  
天授五年歿于吉野

義治

初名行重又義龍 掃部助  
信濃守  
天授二年六月歿

女子

橫瀬孫三郎盛忠室

原義建

信濃守  
應永十九年歿

義隆

安藝守  
永享十二年正月十日歿

女子

仁科孫三郎盛國室

備考

高坂高宗は仁科氏の亡後尙大河原にありて諏訪の千野頼憲千久平の千久祐盛等と南朝に屬せしが元中元年三月其子彈正と出て狩りして千久平に至りし時飯田駒場等の野武士來りて千久を襲ふに會し彈正千久を援け奮戦して死しかば高宗慷慨して自殺せり時に年八十に垂たり彈正の子七郎改めて四郎の稱を襲ひ亦南朝に屬す

附一條氏正誤

信府統記の舊俗傳及仁科記等に、醍醐天皇後醍醐の皇子若宮親王信濃宮宗良親王の誤延長中延元中の誤 信濃に下向し(此間「供奉の臣一條少將具信其子を」の文字を脱す)一條修理太夫高直と號し仁科森城に入部、後駒澤城に移る、子孫日向守備前守肥前守飛驒守相續し、永正七年都に上らると記し、其卒年月日法諡等を併記せり。

雷淵外史曰く一條修理太夫高直の子は備後守高知にして後又修理太夫と稱す、其子日向守高成改めて野口氏を稱し後仁科氏に仕へ八丁、關、箭口の三家と仁科の四天王と稱せらる、日向守の子飛驒守より子孫分れて四流となり、郡中海ノ口村野口村左右村澤渡村に居る、後故ありて姓を西澤と改む、皆門閥を以て其村の庄屋たり、蓋永正七年は其農に歸し姓を改めし時ならん、就中海ノ口村庄屋西澤氏は大澤寺開基の家なりと傳へら

れ、同寺檀越の筆頭にして任職着任の日は直に大澤寺に入らずして先づ該家に宿するを例とせり、是一條氏の正流なるべし、野口村の西澤氏は松本藩の時大町組の大庄屋たり。

永正以後仁科氏の四天王は矢口、下坂、關、入丁の四氏となる又今の町平村に繁延せる狩野工藤伊藤伊東の四氏は駿河宇都峯の勤王家狩野介貞長の一族にして宗良親王及一條氏に従ひて仁科に來りし者なりと云ふ。

○信濃守護職次第

一、小笠原長清

伊那郡松尾城に治す

清和源氏、武田清光の孫、加々美遠光の子、從四位下佐京太夫相

模守信濃守阿波守、仁治三年卒す年八十一、

二、小笠原長經

同

上

長清の長子、正三位侍從彈正少弼遠江守甲斐守信濃守、

三、小笠原長忠

同

上

長經の長子、從四位下民部大輔兵庫頭信濃守、文永元年十一月卒す年六十三、

四、小笠原長政

同

上

長忠の長子、從四位下大膳太夫信濃守、永仁二年八月卒す七十三、

五、小笠原長氏

同

上

長政の長子、從五位下治部大輔信濃守、

六、小笠原宗長

伊那郡松尾城に治す

長氏の第四子、從五位下治部大輔信濃守、

七、小笠原貞宗

筑摩郡井川城に治す

宗長の長子、正三位中將治部大輔信濃守、正平五年卒す年五十七、

八、小笠原政長

同

上

貞宗の長子、從四位上兵庫頭遠江守信濃守、

九、小笠原長基

同

上

政長の長子、從四位上彈正少弼甲斐守信濃守、應永十四年十月卒

す、

十、小笠原政康

同

上

長基の第三子、從三位中將大膳太夫治部大輔信濃守、

十一、小笠原持長

同

上

長基の嫡孫、長將の子、政康の義子、從四位上大膳太夫民部大輔

信濃守、寛正三年六月卒す年六十七、

十二、小笠原清宗

筑摩郡林城に治す

持長の長子、從五位上<sup>正四位下</sup>大膳太夫信濃守、文明十年十二月卒す年五

十二、

十三、小笠原長朝

同

上

清宗の長子、從四位下民部大輔信濃守、文龜元年八月卒す年五十

九、

十四、小笠原貞朝

同

上

長朝の長子、從五位上修理大輔信濃守、永正十二年六月卒す年五

十五、

十五、小笠原長棟

同

上

貞朝の長子、從四位下大膳太夫修理太夫信濃守、天文十八年十月

卒す年五十八、

十六、小笠原長時

筑摩郡深志城に治す

長棟の長子、從五位上大膳太夫信濃守、天文二十三年五月深志城



を棄て、中塔城に入り、包圍中に在ること三年、弘治二年十一月  
越後に奔る、

備考

小笠原長秀は、長基の第二子、立て守護職となり、初て國に入りしが、國人服せず、因りて  
職を弟政康に譲りて退隱する者なり、故に列せず、

○平姓後仁科氏

後仁科氏は平姓、本横瀬氏、正三位右中將平維盛より出づ、維盛の子六  
代平氏亡ぶるの後其母に従ひ京師遍照寺の側に隠る、文治元年北條時政  
捕へて之を斬らんとす、神護寺の僧文覺鎌倉に至り源頼朝に請ふて其死  
を宥む、建久中文覺の徒弟となり髪を削りて名を妙覺と改む、正治元年  
文覺不軌を謀り事露はれて佐渡に流さる、將軍頼家六代の變をなさんこ

とを恐れ捕へて之を相模田胡川に斬る時に年二十六なり、是より先六代  
私暱する所の女あり二子を生む、長は清重薩摩の人寝禰氏に養はる、次  
を一若と云ふ、此時に當り六代の傳齋藤宗貞僧となりて阪本にあり、宗  
貞の弟宗光亦僧となりて東大寺にあり、二僧一若の害に遇はんことを虞  
り相謀りて一若を拉し伊勢に走りて關盛國に頼る、盛國實は平資盛の子  
なり、後二僧越後に赴き僧親戀に従はんとす、一若請ふて之に従ふ、途  
信濃を経仁科の庄横瀬の農孫左衛門と云ふ者と相知る、孫左衛門子なし  
一若を得て之を養はんと請ふ、二僧終に告ぐるに實を以てし一若を孫左  
衛門に托して去る、一若時に年十三、長ずるに及び孫三郎と稱す。

寛喜中關盛國の子長崎盛綱北條氏の内管領となり威權あり、孫三郎乃ち  
姓名を横瀬盛長と稱し長崎氏に就き出で、北條氏に仕へ、伊勢三重郡四  
日市を食むを得たり、盛長因て長子盛純と伊勢に移り、次子盛正をして

孫左衛門の後を承けしむ盛純の子に盛明あり。

元弘三年五月北條高時の滅ぶる時、盛明の子盛之長崎氏に従ひ鎌倉にあり、新田氏の軍を防ぎて利あらず、終に東勝寺に殉死し其邑官に没收せらる、盛之に一子あり千代丸と云ふ時に甫めて五歳なり、遺臣石原五郎栗津六郎携へて仁科に來り、盛正の孫貞安に頼る、是時に當り貞安仁科氏に仕へて北澤信濃介と稱し、金熊村を食む、千代丸長ずるに及び名を孫三郎盛忠と稱し亦仁科義勝に仕ふ。

興國四年八月貞安歿す其子貞時尙幼なり、盛忠其邑を管理し又仁科義勝の女婿となり威權あり、漸く事を用う、天授二年六月終に仁科義治の讓を受け、改めて仁科氏を冒し大町に居り小笠原氏に屬す之を後仁科氏の祖とす。(或は云ふ承久の役に礪並山に戦死したる仁科盛朝遺子あり横瀬に隠る之を孫三郎盛則とす其子盛時盛時の子盛忠再び興ると)

應永十七年盛忠歿す其子盛國盛房兄弟相次ぎて立ち以て盛國の孫持盛に傳ふ、持盛應仁の亂に兵を率ゐて行きて東軍に屬す、持盛の子盛直明盛又兄弟相次ぎて立つ。

長享中仁科氏更級郡の人鹿谷次郎信行と界を争ひて隙あり、二年十二月明盛北澤盛實坂井常陸を以て嚮道となし、兵を發して左右村より鹿谷に入る、時に大雪あり信行恃みて備を設けず、明盛急に襲ふて之を殺し悉く論地を奪ふ、今の美麻村高地は蓋爾時の論地なり。

明盛の子盛國父に先だちて歿し、盛國の子盛能直に祖父の後を承く叔父盛慶政を攝す。

天文九年盛能歿し弟盛康嗣ぐ、是の時に當り盛慶丸山氏を襲ぎ筑摩郡日岐城に居り、盛康の弟清長青柳氏を襲ぎ筑摩郡青柳城主たり、仁科氏の領する所安筑二郡に跨り小笠原氏の強援たり。

天文十四年四月小笠原長時兵を發して諏訪に入る、丸山盛慶の子盛高入道道外盛康と之に従ふ、長時諏訪城を圍み之を攻むること甚急なり、城將板垣信形請ふて曰く少しく兵を緩くせよ明日城を致して去らんと、長時令して戰を休む、盛高長時に請ふて曰く、君下諏訪を仁科氏に賜はし、我等奮戰して城を屠り先驅して甲斐に入らんと、長時聽かず叱して退かしむ、既にして武田晴信大軍を以て來り救ひ信形城を致さず、長時退きて鹽尻時に陣す、盛高計の用ゐられざるを怒り盛康と告げずして引き還る、五月二十三日長時晴信と戰ひ敗れて還る。

天文十六年武田氏屢間使を發して仁科氏に諭し款を納れしめ或は小笠原氏を挾攻せんことを議せしめ、而して仁科氏既に我に降ると宣言し以て小笠原氏の出師應援を阻み大に村上氏を敗れり。

天文二十三年五月盛康其子盛政盛方等と小笠原長時に從ひ武田晴信と大

に桔梗ヶ原に戰ふて敗績す、晴信之を追ふこと甚急なり長時深志城に入ること能はず走りて中塔城に入り、急に使者を四方に派し來り救はしむ、其來ること能はざる者には堅く城守すべきことを命じ又援を上杉氏に請ふ、晴信進みて井川深志林犬飼平瀬の諸城を陷る、或云桔梗ヶ原の役は天文十八年にして長時奔りて村上氏に頼ると

八月上杉謙信兵を川中島に出して小笠原氏を救ふ、晴情報を得て新附の將西牧信道に西牧城を、三村肥後に波多城を、田々井義勝に田々井城を、和合幸綱に長尾城を守り、其將日向昌時工藤昌豊に兵千二百を以て深志城を守り以て長時に備へて川中島に向ふ、長時乃ち城を出で、西牧を攻む、三村田々井和合來り救ふ長時撃ちて之を奔らす、工藤日向二氏來り救ふ、長時旆を轉じて東向し大に二氏と野々宮河原に戰ふて之を破る、長時將に進みて深志城を攻めんとす、川中島戰終り晴信來ると聞き中塔

城に入る。(或云ふ野々宮河原合戦は天文十九年三月村上義清兵三千を以て長時を護し中塔城に入るゝの時にありと)

丸山盛高使を遣はし捷を賀し并せて糧食を中塔に入る。

十月晴信兵を派して長時に備へしめ、馬場山縣の二將に命じ安筑二郡を徇へ下さしむ、山縣昌景安曇郡に入る、諸小笠原氏の爲に城守するもの多く之に降る、盛康の姪正盛小岩岳城に、小泉兵庫瀧澤城に、土屋盛俊鼠穴城に據りしが皆攻陥せられ、昌景進みて仁科に入る、丸山盛高日岐城に、青柳清長青柳城に據りしが、馬場信房の爲に攻られ或は走り或は降り筑摩郡皆武田氏に歸す。

弘治元年春昌景積雪の消ゆるを待ち兵を率ゐて東に出で、大日方長辰を千見城に攻めて之を殺し、轉じて四ヶ庄に入り長辰の族大日方勘助を堀ノ内城に、同佐渡を飯田城に、盛康の弟飯森春盛を飯森城に攻む、勘助

佐渡夜に乗じて出奔し、獨り春盛降らず、昌景攻むること一夜にして之を抜く、春盛越後に走る、昌景兵を飯田に屯し鹽島の城主鹽島勝雄を召す、勝雄來り謁す、使者鹽島の盛に守備をなすを告ぐ、昌景勝雄の二心あるを疑ひ之を浴室に殺し、急に鹽島城を襲ふて之を燒く、勝雄の子祐輝出奔す、是に於て千國十人衆小谷五人衆皆質子を山縣氏に納れ貳なきを誓ふ、昌景乃ち南仁科に歸る。

四月武田晴信兵を率ゐて木曾に臨み木曾義昌を降す、八月晴信三村十兵衛を嚮道とし來りて中塔城を圍み攻む、二木政宗其弟政晴等奮戦して之を却く晴信乃ち引き還る。(或云中塔合戦は天文二十年なりと)

弘治二年正月飯森春盛竊に小谷に歸り、五人衆を誘ひ回復を謀る、山岸豊後之に應ず、田原主馬聽かず、春盛四ヶ庄小谷雪多く山縣氏の兵を出す能はざるを思料し、先づ主馬を殺して他の三人を脅從せしめんとす、主

馬急を山縣氏に告ぐ、二月昌景雪を侵して小谷に入り春盛を平倉山に攻めて之を殺す、是に於て安曇郡平定す、昌景横澤佐渡を以て豊後に代へ、大網城を築き來馬の砦を修め、五人に命じて之を守り上杉氏に備へしめて歸る。

六月晴信兵を伊那に出し九月悉く伊那郡を略し信濃全國全く定まる。是に於て小笠原懋庵を中塔に遣はし長時に諭して曰く、武田小笠原は同族にして我は其宗家なり、我卿と舊怨あるにあらず、只卿が諏訪村上の諸氏を援けて我を侵すを以て終に今日あるを致せり、今や信濃全國皆我有となる、卿苟も圖を改めて我に臣事せば、我卿を舊領安筑の地に安堵せしめんと、長時慨然として之に答へて曰く、我家武田氏と兄弟たりと雖も、曩祖長清源右府に仕へて信濃の守護に補せられ、位班武田氏の上になり、降りて貞宗に及び室町將軍に仕へて式目禮法を定め、功を以て三

位中將となり、子孫天子に朝し、又將軍弓馬の師を世襲す、我豈武田氏に降りて祖先を辱しむるに忍びんやと。懋庵反命す、晴信再び懋庵を遣はし長時に諭して曰く、卿命ありと雖も我豈同族を亡ぼして其後を絶つに忍びんや、方今三好氏京師に在りて天下の權を執る、三好氏は卿の支族なり、卿宜しく去りて京師に入り徐に後圖をなすべし、我道を開きて卿を通せしめんと、長時其詐謀なるを疑ひて聽かず、既にして城中叛者あり士卒散亡す。

十一月(或云天文廿一年十一月と)長時竊に城を出て越後に走る、盛康等中塔城中にありしもの皆出で、降る、晴信乃ち盛康父子に舊領の若干を與へて五十騎の軍役に服せしむ、盛康其第二子澤渡盛方を甲斐に送りて質とし仁科に歸る。

永祿四年五月盛政武田信玄に川中島の役に従ひ、款を上杉氏に通するの

嫌疑を以て誅せらる、盛政の子孫三郎之を聞き仁科湖に投じて死す、或は云ふ此時盛政の弟盛孝盛政の幼兒を懷きて水内郡に逃れ飯繩山神官の家に隠る幼兒後甚十郎盛清と稱し、神官の家を嗣ぎ改めて仁科氏を稱すと。六月盛政の従弟正盛、小岩岳城に據り兵を擧げて武田氏に叛く、信玄加藤駿河原美濃をして兵を率ゐて小岩岳を攻めしめ正盛を殺す、信玄仁科氏の遺臣等叛きて上杉氏に屬せんことを恐れ、聲言して曰く、仁科氏は累世の名家なり我其後を斷つに忍ひずと、第五子晴清を以て盛政の嗣とし名を盛信と改め仁科に居らしめ、盛政の女を配とし以て仁科の衆心を安んせしむ、是より先永祿元年二月より甲越互に使者を派して和を議し、五月二將河川島に相見る、忽ち些事より和議破る、小谷の五人衆之を聞き山岸豊後の知らざるを機とし、使を遣りて豊後を欺き、二家和議成る請ふ相見て舊好を修めんと言はしめ、小谷に招致し力士を伏せて豊後を執

らへ之を甲斐に報す、信玄豊後の故を以て上杉氏と兵を安曇郡に交ふるを欲せず、命じて之を放還せしむ、此年豊後越後に歸る、然れども質子の武田氏に在るを以て敢て上杉氏の兵を導くことをなさず、豊後の質子は并年に及び武田氏の家臣に嫁せり。

天正六年武田勝頼上杉景勝と和し、織田氏徳川氏と鋒を争ふ、是に是て盛信に高遠を増封し、移りて高遠城を守らしむ是より薩摩守と稱す。

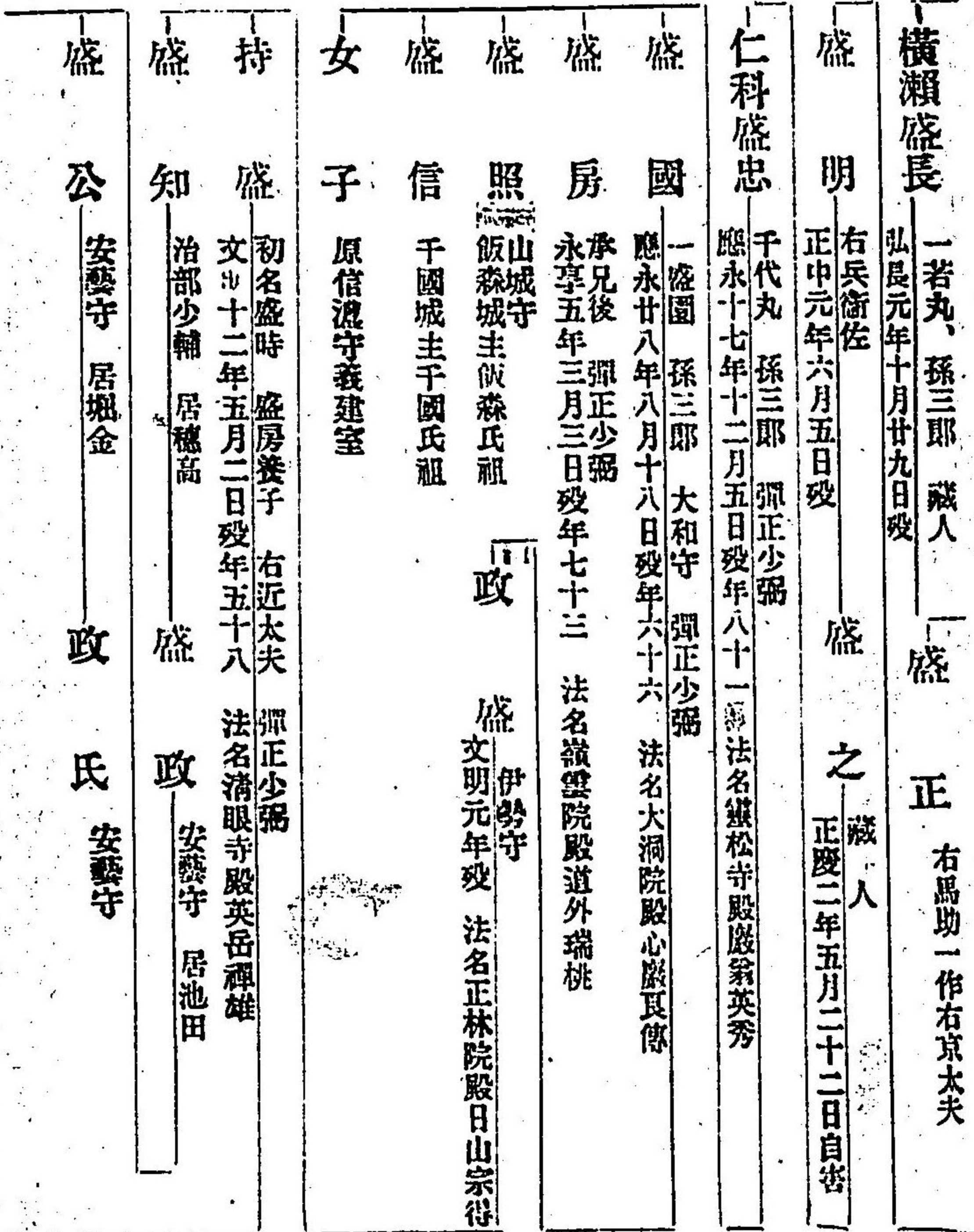
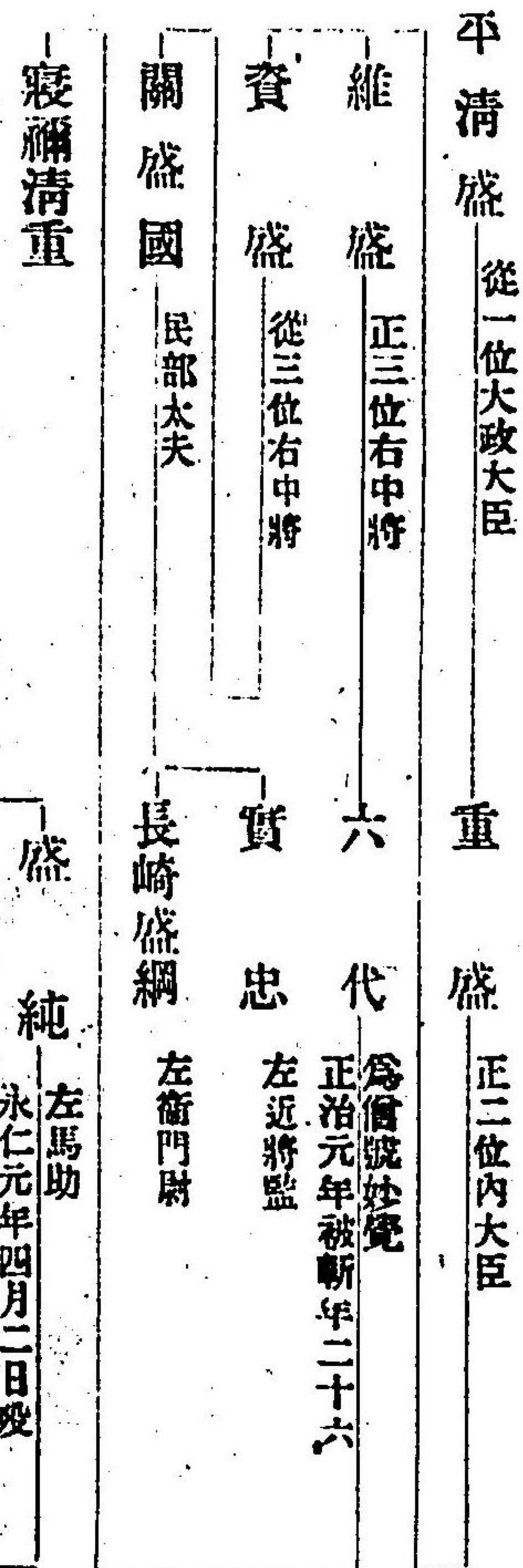
天正十年二月織田信長武田氏を伐ち、其子信忠に大軍を率ゐて木曾より信濃に入らしめ自ら兵を率ゐて三河より信濃に入る、信忠進みて伊那郡に入る、下條信氏瀧澤城を棄て、走り、小笠原信嶺松尾城を以て、保科正直飯島城を以て迎へ降る、仁科越前守盛員小幡因幡守飯田城にあり、信忠の軍漸く迫るを聞き棄て、高遠城に入る、日向大和守昌時武田逍遙軒信連大島城にあり、彈藥糧食足れるを以て守備を嚴にして待つ、既に

して土兵叛きて火を城外に放つ、信連等守ること能はず出て、甲斐に走る、獨盛信小山田備中守昌辰と堅く守る、信忠來り攻めんとし先づ禪僧の智辯あるものを遣はし盛信に説かして曰く、孤城もて大敵に抗せば粉齏立ちて待つべし、公は武田氏の令弟たりと雖も既に仁科氏を嗣ぐ者なり、宜しく出て降りて其祀を存すべし、我公を仁科の舊領に安堵せしめんと、盛信聽かずして之を逐ふ、僧去りて又來り、更に昌辰に諭して曰く、武田氏の亡びんこと且夕にあらん宜しく城を致して去るべしと、昌辰怒りて曰く、我の武田氏に報ゆるは方に今日にあり彼何爲れ者を敢て我將士を離間せんとすと、盛信と議し僧を捉らへて其耳鼻を剃ぎ之を放還す、信忠大に怒り、部將森長可をして諏方より迂して高遠の背に出でしめ、小笠原信嶺を嚮導とし進みて之を圍む、部將瀧川一益南門を攻め、信忠正面に當り、長可に月藏山より背面を衝かしむ、盛信渡邊金太夫

照、今福民部少輔昌蔭、同安左衛門蔭房、羽桐九郎等に南面を防がしめ、小山田大學昌貞、諏訪莊右衛門頼辰、神林十郎兵衛定正等に正面を防がしめ、自ら昌辰と背面を防ぐ、敵の攻撃甚急にして殺傷算なく、照頼辰等戦死し外郭終に陥る、盛信殘兵を擁して牙城を保ち逆へて大廳に戦ふ、信忠金襴の保侶衣を負ひ進みて牆上に立ち桐樹に縁りて指揮す、盛信望見し必ず之を獲んと欲し、小山田昌辰其弟昌貞春日河内今福蔭房原隼人波多野源左衛門非持越後仁科盛員小幡因幡同清左衛門小菅五郎兵衛曾根原十左衛門飯島民部同小太郎等十八人と進みて之に迫り、縦横奮撃桐樹下に至るもの七八回、敵兵の爲に障へられて志を得ること能はず、退きて屋中に入る、森長可士卒と屋に登り板を發き小銃を屋内に連發す、盛信捍禦術盡くるを知り乃ち床に據り屠腹し腸を抽きて之を襖褌に投じて死す、昌辰以下皆之に殉ず、曾根原十左衛門其子三十郎に敵を防がし

め、盛信以下の介錯をなし奮闘して死す、城兵二千五百八十餘一人の逃降する者なし、時は三月三日盛信年二十五なり、信忠縁る所の桐樹縦横刀痕を存し、盛信腸を投ずるの處血痕久しく滅せざりきと云ふ、盛信其族盛員と苦戦節に死して仁科氏終に絶えたり、仁科の士民深く之を悲しみ爲に館址に一寺を立つ天正院是なり。

後仁科氏系圖





盛晴 因幡守 居古麻

盛棟 筑前守

盛員 越前守

盛直 孫三郎 彈正少弼 永正十年七月廿二日歿年六十七 法名青松寺殿一底宗盛

明盛 承兄後 彈正少弼 享祿三年十一月三日歿年七十九 法名乘蓮寺殿寶山盛心

盛實 出嗣北澤氏

盛氏 大和守 居松川 大和田盛久 大藏丞 大和田氏祖

女子 眞々部大和守重政室

盛國 孫三郎 中務 大永四年六月廿七日歿年五十一 法名長松院殿傳翁道賀

盛慶 出嗣丸山氏 肥後守 盛高 兵庫 入道道外

盛郷 但馬守 細野氏祖 盛知 筑前守

盛爲 丹波守

盛秀 九郎左衛門

盛能 直承祖父後 孫三郎 彈正少弼 天文九年八月十五日歿 法名光明寺殿月嘯宗心

盛康 修理亮 承兄後 弘治三年九月十二日歿年六十二 法名自得院殿傳翁良心

盛親 兵部 小岩岳城主 正盛 圖書

清長 出嗣菅柳氏 近江守 賴長 伊勢守

春盛 襲飯森氏 十郎 日向守 弘治二年二月二日歿死

盛政 右衛門大夫 尾張守 永祿四年五月七日被殺年三十三 法名青龍寺殿乾雄成盛

盛方 襲澤渡氏 兵部 賀子甲斐 元龜元年正月廿六日歿死子駿河花澤

盛信 一信盛實源姓武田晴信子 五郎晴清曾仁科氏改名盛信 藤原守 天正十年三月三日自害于高遠城年二十五 法名放光院殿自劔宗智

備考

信府統記諸城記には、盛忠、盛國、盛房、持盛、盛直、明盛、盛國、盛能、盛康、盛政の父子十世とし、善光寺道名所圖會には、盛忠、盛國、盛房、持盛、盛直、明盛、盛慶、盛能、盛康、盛政の

父子十世と記せり、然れども盛國盛房の兄弟たること、盛直明盛の兄弟たることは、年齢によりて明なり、盛能盛康の兄弟なることは、丸山系圖細野系圖により明なれども、尙盛國盛康の年齢によりても、祖孫にあらざるを知るべし。  
兜城逸史には前後仁科氏を源氏とし、左の如く記載せり。  
高梨盛光——仁科盛弘——盛——宗——盛——朝——盛——則——盛——時——  
盛——國——盛——房——持——盛——盛——直——盛——明——盛——能——  
盛——康——盛——政——  
然れども盛忠以下九人、縣社神明宮棟札に平某と署名あり、松本城開基録に、仁科氏は平維盛の後にして、飛驒の江馬氏と祖先を争ひたることを載する等、兜城逸史の誤たることは明なれども、仁科氏は前後皆源姓なりとの説、流傳久しければ、掲げて其誤を正すのみ。

附高根氏正誤

仁科記及信府統記の舊俗傳に、仁科氏の先は皇極天皇の皇子高明親王より出で、親王白鳳中伊勢より信濃に移り、安曇郡矢原の庄貝梅に居り、高根伊勢守と稱す、子孫出雲守、主膳正、隱岐守を経て、和泉守に至り、森城に移る云々と記し、歿年法諡等まで并記せり。

雷淵外史曰く、皇極天皇は舒明天皇の皇后にして女帝なり、舒明の皇子には、天智天皇天武天皇等あれども、高明親王と云ふものなし、此誣妄は何人も知る所なり。

又高根伊勢守を白鳳中の人と云ふこと、甚しき附會なり、高根伊勢守藤原高明は、後仁科氏の臣にして、穂高地方を領し、嘉吉中島川穂高川の水を引きて濠とし、貝梅城を築きて居る、(今日も貝梅は古城址の形跡尙存するを見るべし)其の弟出雲守高通を経て、主膳正宣光に至り、筑摩郡日岐城に移る、其後隱岐守成長一豐武に作るを経て、和泉守明成に至り、文中仁科の南原城に移れり。

南原城及其西北にありし高根氏君臣の邸宅田園は、仁科氏の亡後荒廢して狐狸盜賊乞食の隱栖する所となり居しが、慶安二年松本藩主水野氏が檢地の際之を發見し、城址を長正院に賜ひ、田園の荒廢せるものを大

村野口村の人民に與へて移住開墾することを獎勵せしかば、元祿中に至り鬱然たる村落となれり、高根新田村是なり。

○安筑二郡領主次第

甲、織田氏時代

一、武田晴信

甲府に治す

姓は源氏、信虎の長子、從四位下大膳太夫兼信濃守、天文二十年二月薙髮して信玄と號す、弘治二年信濃を定めて之を領す、天正元年四月十二日卒す年五十二、

二、武田勝頼

同上

晴信の第四子四郎と稱す、子信勝尙幼なるを以て、天正元年立ちて國事を攝す、同十年三月十日天目山に自害す年三十七、

右武田氏信濃を領するもの二世二十七年

三、木曾義昌

福島に治す

姓は源氏、義仲の裔、義康の子、左馬頭と稱す、天正十年織田氏の兵を導きて武田氏を亡ぼし、功を以て安筑二郡を領す、六月織田信長弒られ、國中亂起り、七月新封の地を失ふ、

乙、豊臣氏時代

一、小笠原貞慶

松本城に治す以下同し

長時の第三子、右近太夫と稱す、天正十年八月信濃に入り、兵を鹽尻に擧げ、攻めて深志城を取り、父の舊領を復し、深志を改めて松本と稱す、同十八年八月封を沒せらる、長子秀政徳川家康に屬し、下總古河二萬石に封せらるを以て古河に移る、在城九年、

二、石川數正

姓は源氏、康正の子、伯耆守と稱す、天正十八年八月松本に封せられ十萬石を食む、文祿二年卒す、

三、石川康長 一光長

數正の長子、玄蕃頭と稱す、慶長十八年十月罪を徳川氏に得て封を沒せらる、石川氏二世二十四年、

丙、徳川氏時代

一、小笠原兵部大輔秀政

貞慶の長子、慶長十八年十月飯田より移り治し八萬石を食む、元和元年五月七日、長子忠脩と大阪に戦死す、

二、小笠原大學助忠政(小倉に移るの後忠真と改む)

秀政の第二子、元和三年播磨明石に移る、

右小笠原氏二世治城五年

三、松平丹波守康長

本氏は戸田、藤原姓、正親町三條公治十世の孫なり、元和四年上野高崎より移り治し七萬石を食む、寛永九年十二月卒す年七十一、照善院と諡す、

四、松平丹波守光重

康長の孫、加賀守忠光の長子、直に康長の後を承く、寛永十年四月播磨明石に移る、

右松平氏二代治城十六年、

五、松平出羽守直政

源姓、徳川秀康の第三子、寛永十月四月越前大野より移り治し、九萬石を食む、同十五年二月出雲松江に移る、治城六年、

六、堀田加賀守正盛

本姓は紀氏、正利の子、寛永十五年二月武藏川越より移り治す、十萬石を食む、同十九年七月下總佐倉に移る、治城五年、

七、水野隼人正忠清

姓は源氏、忠重の第四子、寛永十九年三河吉田より移り治し、七萬石を食む、正保四年五月卒す年六十六、

八、水野出羽守忠職

忠清の第二子、寛文八年六月卒す年五十六、

九、水野隼人正忠直

忠職の長子、正徳三年五月卒す年六十二、

十、水野中務少輔忠周

忠直の長子、享保三年十月卒す年四十六、

十一、水野日向守忠幹

忠周の長子、享保八年五月卒す年二十五、

十二、水野隼人正忠恒

忠周の第二子、兄の後を承く、享保十年七月二十八日喪心し、江戸城中に於て長門府中城主毛利師就を及し、罪を以て城邑を沒收せらる、

右水野氏五世六代治城八十四年、

十三、松平丹波守光慈

本氏戸田、松平光重の曾孫なり、享保十一年三月志摩鳥羽より移り治し、六萬石を食む、同十七年八月十一日卒す年二十一、泰心院と諡す、

十四、松平丹波守光雄

光熙の第二子、光慈の兄、弟の後を承く、寶曆六年十一月朔日卒

す年四十一、萬彰院と諡す、

十五、松平丹波守光徳

光雄の長子、寶曆九年正月六日卒す年二十三、壺春院と諡す、

十六、松平丹波守光和

光雄の第二子、兄の後を承く、安永四年七月廿四日卒す年三十二、泰量院と諡す、

十七、松平丹波守光悌

光雄の第三子、兄光和の後を承く、天明六年六月廿一日卒す年三十三、本覺院と諡す、

十八、松平丹波守光行

實は族戸田光爲の子、光悌の養子、天保十年十二月十四日卒す年七十一、瑞光院と諡す、

十九、松平丹波守光年

光行の長子、天保八年二月四日卒す年五十七、神龍院と諡す、

二十、松平彈正少弼光庸

光行の第二子、兄の後を承く、明治十一年九月四日卒す年八十二、二十一、松平丹波守光則

光庸の長子、明治二年六月藩籍を奉還して藩知事となり、同四年七月松本縣知事となる、同年十一月松本縣筑摩縣に合するに及び、去て上京す、

右松平(本氏戸田)氏五世九代治城百四十六年、

### ○天正以後地方政治の沿革及郡中門閥家

天正十年八月小笠原長時の第三子貞慶兵を擧げて父祖の舊領を回復し、

舊好の士を招く、小谷の五人衆及千國善右衛門、大綱宗兵衛、北澤孫左衛門、坂井與三兵衛、淺野久右衛門、曾根原又次郎、曾根原甚五郎等或は金穀或は軍馬を献じて之に屬し、皆士籍に列せられ、久右衛門又次郎甚五郎の三人は其命を奉じて千見の番所を守り、善右衛門は千國の番所を守れり。

天正十八年石川數正松本城に封せられ、後領内檢地の事あり、文祿中石川光長天主閣を築くに當り、坂井與三兵衛、北澤孫左衛門竹木を周旋して功あり、坂井は船場村四十九石、北澤は金熊村五十石の地を給せらる、光長又領内町村庄屋の上に割元役を置く、世に之を割元庄屋と云ふ。慶長十八年小笠原秀政松本に封せらるゝの後、小谷五人衆に合せ百石、坂井忠兵衛に二十石、北澤孫左衛門に三十石を給し、各其土地人民を私領するを停む。

寛永十九年水野忠清松本に封せられし後、封内を十五組に分ち、更に之を五番に分ち、番毎に番頭一人づゝを置き、其下に數名の代官及目付あり、其下に又數名の手代あり、其下に庄屋ありて地方の政務を掌どりにき、此手代は即石川氏の時の割元役にして、水野氏の末年に大庄屋と改稱せり。

水野氏の時の手代は苗字帶刀を許可せられ、役料粗貳拾五俵づゝを給せられたり。其人名左の如し。(但安曇郡に限り之を記す)

上野組 中野清五郎

中澤傳右衛門

金井三郎左衛門

一人づゝ交代せり

長尾組

竹内四郎兵衛

藤 忠左衛門

一人づゝ交代

成相組

藤森善兵衛

穂高組

等々力傳左衛門

丸山安右衛門

林 太兵衛

一人づゝ交代

松川組

久保田左次兵衛

尾會甚兵衛

一人づゝ交代

池田組

眞島半兵衛

中島善兵衛

一人づゝ交代

大町組

永田次郎兵衛

曾根原伊右衛門

栗林助七郎

曾根原庄左衛門

栗林五郎右衛門

二人づゝ交代

水野氏の時苗字帶刀を許可し、合力米を給したる郷士左の如し。(但安曇郡に限り之を記す)

五十石 千見村番人

下條角兵衛

五十俵 千國村番人

栗田五左衛門

二十俵 土谷村庄屋

田原七郎兵衛



二十俵 土谷村庄屋 山田 小助  
 二十俵 中谷村庄屋 太田 勘十郎  
 二十俵 同 太田 武兵衛  
 二十俵 同 太田 市郎左衛門  
 二十俵 石坂村庄屋 細野 彌會左衛門  
 二十俵 同 細野 太兵衛  
 二十俵 來馬村庄屋 横澤 勘兵衛  
 二十俵 押野村番人 矢花 善七  
 二十俵 船場村番人 坂井 忠兵衛

享保十一年松平光慈松本に封せられし後は、略水野氏の制度に倣ひ、物頭、郡奉行及目付、代官を置き、代官所に部屋手代を置き、其下に大庄屋、庄屋を置きて、地方の政務を掌どれり。

松平氏は水野氏に比すれば、其領する所筑摩郡に於て三組少く、知行六萬石なりしにより、合力米は多くは半減となり、或は廢止となり、或は有名無實となれり。

松平氏は政略上、庄屋の功績ある者、及富豪の御用金を多く献納せし者等に、苗字帶刀乳金門を許可せしかば、郷士に類する者所在に増加し、郷士の稱終に廢止したり。

### ○町村庄屋の政務

藩政の頃は、町村は假令十數戸なるも、必一名の庄屋を置きて之を支配せり、庄屋は其支配の町村にありては、司法警察行政の三權を兼有し、争訟を和解し、非違を糾弾し、租税を徴收し、夫役を監督し、上司の命令を配下に傳達する等は主なる任務なりしも、權力を濫用して、往々一家

族間の事件にまで關涉せり、其資格は、専ら門閥と財産とにより、學力才幹の如きは問ふ所にあらざりき、勿論名譽職にして、其報酬は取扱ふ所の租税の百分の一以内なりしも、凡そ徵發物の有餘及び贈遺物は、役得と稱して之を占領し、甚しきに至りては、自家の事業用度に、人夫を使役し、物件を徵發したりき。

庄屋は其支配下の民戸を、五戸乃至十戸、或は數十戸づゝの組に分ち、組毎又は數組を合せて一人の組頭を置き、自家の職務を助けしめ、又農事に長じ、門閥財産ある者を擧げて長百姓とし、農事の指導者たらしめたり、組合の民戸は吉凶相慶弔するに當り、互に相助力せしめ、犯罪者を出す場合には、往々連坐せしめき。

藩政の頃は、武人壓制を以て下を馭せしが故に、庄屋も亦横暴の事少しとせず、藩監督の法を立て、庄屋は債を支配下人民に負ふを許さず、若し

之ある時は忽ち免黜したりき。

庄屋は自宅を以て役宅とし、厚き木板を廡下に吊し、事ある時は之を打鳴らして、傳馬人夫を召喚し、用務を指示せり。

庄屋は支配下人民の實印を役宅に管掌し、容易に其使用を許さず、事務は専ら口頭を以て指揮命令し、人民も亦口頭を以て上申訴願し、文書を以てするは重大の事件にのみ限れり、故に庄屋の政事は實に簡便なりき。訟獄を聽斷するは、奉行代官の任務なりしも、民事は庄屋の勸解に服せざるものにして、初めて奉行に訴へ、輕罪は庄屋曲庇して其改悛を促せり、是れ藩政の頃は、刑法一般に重くして一定の律なく、窃盜賭博有夫姦等の犯罪も、情狀によりては往々死罪に處せられ、且つ一人罪を犯すも、併せて妻子を逮捕して獄に投じ、累を親戚組合に及ぼすを以てなり。奉行代官、罪人追捕の爲、捕吏を派する時は、必庄屋に先導をなさしむ、

故に庄屋の氣轉により、先づ妻子に逃走せしめ、或は犯人をして離縁状を妻に附與し置かしむる等、庇護の方法を講ずるも、奉行代官は庄屋を譴責するが如き事はなかりしが如し。

附世襲庄屋

大町	栗林五郎右衛門	庄屋	淺野次郎右衛門
大庄屋	曾根原勘兵衛	高根新田村庄屋	平林佐五兵衛
社村	高橋平兵衛	常光寺村庄屋	横川燭一右衛門
松崎村庄屋	伊藤作之右衛門	木舟村庄屋	山岸源三
館ノ内村庄屋	中島孫太郎	宮本村岡田村庄屋	一志彌惣治
丹生子村庄屋	永田藤藏	會根原村庄屋	
常盤村			

大庄屋	清水又之丞	西山村庄屋	倉科仁右衛門
上二本木村同	前清水平左衛門 後清水式次郎	下一本木村同	前西山源左衛門 後清水甚右衛門
須沼村同	前等々力彦市 後清水十右衛門	清水村同	前勝野太郎兵衛 後五十川藤右衛門
松川村			
松川村庄屋	一柳園生	板取村庄屋	一柳橋次
細野村庄屋	高田要	神戸村庄屋	湯口喜平
鼠穴村庄屋	茅野太門		
池田町村			
大庄屋	關六郎右衛門	上原市次郎	市川嘉左衛門
池田町庄屋	中島三郎兵衛	小田切平十郎	關源四郎
堀ノ内村庄屋	市川奎右衛門	(中島小田切の二家には大庄屋たりし者あり)	
	薄井勝藏		

正科村庄屋 薄井啓次 蜜澤清三郎

會染村

中島村庄屋 矢口仁左衛門 半在家村庄屋 山崎喜惣次

相導寺村庄屋 相馬甚兵衛 花見村庄屋 和澤利七

瀧澤村庄屋 片瀬八左衛門 林中内鎌村庄屋 師岡勝左衛門

十日市場村庄屋 内山喜太郎

七貴村

鴨山中ノ郷村庄屋 瀧澤又兵衛 押野村庄屋 宮下孫左衛門

押野村庄屋 下里伊右衛門 鹽川原村越庄屋 日岐彌壽治

萩原萩原新田村庄屋 山崎三十郎 (此家には池田組の大庄屋を勤めし者あり)

陸郷村

中村庄屋 遠藤丈右衛門 寺小泉村庄屋 牛越長兵衛

日岐村庄屋 日岐彌壽治 (本眞島氏此家には池田組の大庄屋たりし者なり)

嶺方村庄屋 安坂八十八 宮澤 晶壽 宮澤半三郎

草尾村庄屋 腰原啓藏

廣津村

北山村庄屋 北條覺兵衛 大日向村庄屋 前山本市耶右衛門 後腰原六右衛門

宇留賀村庄屋 牛越久左衛門

八坂村

大平村庄屋 北澤雄右衛門 切久保村庄屋 勝野與一右衛門

大塚村庄屋 丸山九郎右衛門 野平村庄屋 阪井忠太夫

船場村庄屋 坂井忠兵衛 阪井孫治右衛門

左右村庄屋 前西澤富右衛門 西澤彌惣治

美麻村

大鹽村庄屋	松下道治	二重新行村庄屋	小林靜吾
切明村庄屋	西澤市郎右衛門	高地村庄屋	羽田市右衛門
青具村庄屋	中村悅吾	千見村庄屋	永田寛司
平村			
大庄屋野口村	西澤九之丞	野口村庄屋	飯島善右衛門
借馬村庄屋	大町伊東平右衛門	森村庄屋	大町淺野權之丞
木崎村庄屋	大町伊藤重右衛門	稻尾村庄屋	大町伊藤佐津右衛門
海ノ口村庄屋	西澤喜惣治	中綱村庄屋	西澤仁兵衛
青木村庄屋	西山勘十郎	加倉村庄屋	加藏蟻吾
神城村			
飯田村庄屋	下川横川兩氏交代	飯森村庄屋	
佐野村庄屋	長澤馬藏、長澤榮司 中村久太郎 交代	澤渡村庄屋	

窪田彦一、田中竹治、太田茂三、武田清司 交代  
松澤、西澤、後崎、澤渡四氏 交代

堀ノ内村庄屋	中村寅吉	柏原賢次郎	高橋音吉	交代勤務
北城村				
細野村庄屋	丸山利平	藤平村庄屋	松澤勘之丞	
嶺方村庄屋	横澤仁兵衛	<small>(此家には大町組大庄屋を勤めし者あり)</small>		
鹽島新田村庄屋	横澤本右衛門	鹽島村庄屋	鹽島勘右衛門	
南小谷村ノ内				
千國村庄屋	栗田仁左衛門	千國作兵衛	澁谷吉郎右衛門	
南小谷の内石坂以北北小谷村中土村は左の七家庄屋を世襲せり				
細野彌惣左衛門	細野太兵衛	田原主馬右衛門	山田所左衛門	
太田勘十郎	太田武兵衛	横澤勘兵衛		

外に大綱村庄屋武田善三郎あり  
雷淵外史曰く此調査には遺漏誤謬多からん再版を待ちて訂正せんとす

○郡奉行次第

元和四年 松本藩主松平康長

○林 喜左衛門 ○板橋兵左衛門 ○關 七郎右衛門

寛永十年 同藩主松平直政

○石川彌五左衛門 ○三谷權太夫

寛永十五年 同藩主堀田正盛

○豊永 理左衛門 ○品山六郎左衛門

慶安中 同藩主水野忠職檢地奉行

○番頭 神谷七郎兵衛 ○同 水野八兵衛

○組先頭 細井彌三右衛門 ○一番組付都築與五右衛門

○郡奉行 天野忠左衛門 ○伴 七左衛門

○代官 大岡吉左衛門

貞享三年 同藩主水野忠直

○物頭 三井孫太夫

○郡奉行 小島五郎兵衛 ○同 日根野 儀兵衛

寶永中 同藩主水野忠周

○奉行 秋本源五兵衛 ○目付 堀 九郎左衛門

○代官 山崎伊左衛門

享保十年 同藩主水野忠恒

○三奉行格秋本源五兵衛 ○番頭 吉田 甚五兵衛

○目付 堀 九郎左衛門 ○代官 山崎伊左衛門

享保中 藩主松平(本氏戸田)光慈

○河崎相右衛門 ○牧 仙左衛門 ○齋藤 富右衛門

○細見甚右衛門 ○吉武助太夫  
元文中 藩主松平光雄

○物頭 中村彌五兵衛 ○奉行 吉武勘右衛門  
久米甚五左衛門 吉野與五右衛門

寶曆中 藩主松平光德  
○鶴見六野右衛門 ○細見甚右衛門 ○野間權左衛門

○林 縫殿右衛門 ○多湖岸右衛門  
明和中 藩主松平光和

○齋藤富右衛門 ○林 縫殿右衛門 ○柴田七郎兵衛  
安永中 藩主松平光悌

○物頭 真木仁右衛門 ○同 野間權左衛門  
○奉行 吉武助太夫 ○同 畔田彦四郎

天明中 藩主松平光行

○物頭 神方新五左衛門 ○同 關奎右衛門  
○奉行 水野伊左衛門 ○同 太田六郎左衛門

寛政中 藩主同上  
○大目附 牧忠右衛門 ○物頭 關孫兵衛  
○奉行 古橋彦内 ○同 細見甚右衛門

文化中 藩主松平光年  
○物頭 野々山矢門 ○奉行 太田所右衛門  
○同 藤井十郎兵衛

文化文政中 藩主同上  
○物頭 井田喜右衛門 ○同 大原長兵衛  
○同 野間權左衛門 ○同 關奎右衛門

○大目付 牧 忠右衛門 ○同 野間又兵衛  
 ○奉行 小里宇平治 ○同 駒井彦左衛門  
 ○同 浦野勘左衛門 ○同 眞木喜一郎  
 ○代官 中村彌平左衛門 ○手代 久野又太夫  
 ○郷目付 松野詰右衛門  
 文政天保中 藩主同上  
 ○物頭 柴田一夜之助 ○同 眞木仁右衛門初名喜一郎  
 ○奉行 山田鐵次郎 ○同 石川彦兵衛  
 ○同 根岸庄左衛門 ○同 玉生勘兵衛  
 ○代官 箕浦筈藏 ○手代 村瀬修太夫  
 天保中 藩主松平光庸  
 ○物頭 増田萬右衛門 ○同 名越湊之助

○奉行 關 權太郎 ○同 野間權之進  
 ○代官 安江郡左衛門 ○手代 篠田武右衛門  
 弘化嘉永中 藩主同上  
 ○奉行 尼子右膳 ○同 須笠小助  
 ○同 和田定之進 ○同 野々山佐野右衛門  
 ○同 神尾喜作 ○手代 貝谷三木太夫  
 安政文久中 藩主松平光則  
 ○物頭 水野伊左衛門 ○同 増田萬右衛門  
 ○奉行 青沼五右衛門 ○同 新井佳藏  
 ○同 尾花島之進 ○代官 篠田武右衛門  
 ○手代 牧野猪野太夫

慶應中 藩主同上



○名越與五右衛門  
○鶴見源十郎  
○神方新五左衛門

維新後 藩主戸田光則  
○物頭心得板 橋東藏  
○奉行 古橋金右衛門

○同 志賀求馬  
○同 吉武權内

○同 根岸敬藏  
○同 畔田彦四郎

○代官 吉田宗十郎  
○同 下條徳太夫

○同 高島榮之助  
○同 高橋元次郎

○手代 下條實太郎

○郷目村 矢澤半十郎  
○同 山口又五郎

備考

此調査は文書に署名して郡中に下したるもの、又は出張して郡中の庄屋大庄屋の家に宿泊せし人名のみを掲ぐ、大目付物頭は、多くは奉行を兼ねたるにより掲げたり。藩政の頃は、門閥家格を重んじ、干孫父祖の名を繼承せり。故に前記中、時代異なるも同一姓名の者あり、見るもの怪しむ勿れ。

○郡境番所

封建の世に在りては、諸侯各其封域内に於て、需用供給相濟ひ、吉凶相慶弔し、嫁娶相親ましめたり、故に魚鹽の類の止むを得ざるものは、之を他領に仰ぎしも、米穀を他領に輸出するを禁じ、又女子の封境を出入することを禁せり。

又言語風俗の如きも、他領に摸擬することを忌み、可成交通を避けしむるの方針なりき、是一旦事ありて兵を交ふるに當り、間諜細作の入るを禁じ、内應納款の便を絶つが爲なり。

是に於て他領との境界に番所を設けて、行旅其他を監視するの必要起る、郡中千國村番所、千見村番所等は之が爲に設けられたるものにして、今日より之を見れば、此政略の爲に、産物の販路を締め、往來交通の利便

を缺き、従ひて人文の開化を妨害したること多大なれども、當時にありては乞食盜賊の來るを防ぎて、封内安寧を保つての用具ともなりにき。

千國村番所は、藩主水野氏の末まで、千國三左衛門及栗田五左衛門の二家、更番に守衛を務め、五十俵を給せられたり、藩主戸田氏に及び、藩士をして更番勤務せしめ、以て維新に及べり。

此番所は往來人及荷物を檢したるの外、輸入品より税金を徵收せり、其額は時に高低ありしも、大抵左の如し。

- 一、鹽一駄に付同鹽三升二合以上四升までの割合、
- 一、穀物一石に付同穀物三升以上三升五合までの割合、
- 一、魚類上中下の三等あり、上魚一駄に付百文、下魚五十文を最高額とし、中魚其間にあり。

千見村番所は、藩主松平氏以來、下條氏世守衛せり。

番所には、番人即守衛者壇上に坐し、刀、槍、銃、突棒、さす又、袖搦等を列して、威儀を整へ、番卒二人を使役して行旅等を檢す、千國にありては、南よりする行旅荷物は、大町の庄屋間屋より通行手形を給し、北よりする者は小谷七村の庄屋之を給せり、千見も亦大町にて手形を給せり、通行人は此手形を番人に示して、許可を得るなり。

附千見番所下條氏

下條氏は、甲斐源氏小笠原氏の族なり、小笠原長經の三男隆氏初めて下條氏を稱す、十二代の孫兵庫助康長、小笠原秀政に従ひ、元和元年五月大阪に戦死す、其子三助信幸、松本藩主松平康長及光重に仕へて二百五十石を領し、千見口を守る、之を番所守衛初代とす、

二代七兵衛信春、藩主松平直政及堀田正盛に仕へ、百五十石を領す、

三代角兵衛重信、四代角兵衛安信、五代角兵衛榮信、相繼ぎて藩主

水野氏に仕へ、五十石を領す、六代角兵衛信勝、七代角兵衛信知、八代角兵衛信博、九代角兵衛、十代太仲治まで相繼ぎて、藩主戸田氏に仕へ、合力米二十五俵を給せられたり。

### ○小谷七騎

北安曇郡千國以北を小谷と云ふ、郷士七人あり、之を小谷七人衆と云ふ、方今中土村士族田原七五三、同山田誠一、同太田坦吾、同太田武八、南小谷村士族織野彌三左衛門、同織次郎、北小谷村士族横澤喜榮次是なり、天文弘治中に當り、田原七五三の祖主馬、山田誠一の祖左近、太田坦吾の祖土佐之丞、細野彌三左衛門の祖織部、山岸豊後の五人と、小谷を分領し、小谷五人衆と云へり、小笠原氏の亡ぶるに當り、豊後越後に奔りて上杉氏に屬す、武田氏横澤喜榮次の祖佐渡を以て豊後に代へ、尙五人

衆と稱せり。

後太田氏細野氏各分れて二家となりしより七人となる。

享保十年藩主水野氏の亡ぶるまでは、七家各二十石づゝの合力米を領せしも、享保十一年戸田氏入部の後、治城百四十餘年、合力米は殆ど有名無實となる、加ふるに版籍奉還の方法、其宜しきを得ず、故に七家を脱せり、從ひて壬申戸籍制定に當り、皆平民籍に編せらる、七家之を憂ふるもの多年、明治三十年中、其筋に請願し、同三十一年二月、認可を得て士族に列せり、今各家の略傳を叙せん。

### 田原氏

田原氏は本姓藤原氏、田原藤太秀郷より出づ、秀郷の第二子千晴、安和中橘繁延と廢立を謀るに坐し隱岐に流さる、千晴の弟千國、繁延の族諸保と信濃に流さる、時に源滿仲信濃守たり、二人を安曇郡鹽島に移す、

諸保の子孫鹽島附近を開拓し、鹽島氏を稱せり、千國の君臣郷を憶ふて措く能はず、よりて佐野舟橋等の名を其居所に命ず、千國居住の地は後人呼びて千國と云ひ、終に地名となる。

天文二十三年小笠原氏の亡ぶるに當り、千國の遠孫主馬、首に武田氏に屬し、山縣昌景に従ひて瀧澤城を陥し、又従ひて飯森春盛を亡ぼし、其命を奉じて國境を守り、小谷の土谷に占居し、子孫土着して郷士となる、主馬の子對馬より九代の孫七郎兵衛に至るまで、世二十石の合力米を受く、七郎兵衛の子主馬より、世小谷の里正となり、以て七五三に至る。

## 山田氏

山田氏は本姓平氏、仁科盛遠より出づ、承久三年六月、盛遠其長子盛朝と越中礪並山に戦死す、次子某遁れて仁科に歸り、母氏に頼り山田氏を冒す、後世天文中に至り、左近と云ふものあり、小谷に居る、左近其

子式部と山縣昌景に屬し、弘治二年飯森春盛を亡ぼし、其命を奉じて國境を守り、小谷の土谷に占居す、式部の子若狭、若狭の子勘十郎より、其六代の孫小助に至るまで、世二十石の合力米を受けて郷士たり、小助の子所左衛門享保中里正となりしより誠一に至る七代なり。

## 細野氏

細野氏は本源姓、其先は木曾義仲の臣なり、織部と云ふもの義仲の亡後越中に隱る、仁科義重招きて之を祿し、細野村に居らしむ因りて細野氏を稱す、子孫嘉曆中澤渡村に移り、新に地を開拓して之に居る、よりて其地を細野と命ず、明應中仁科明盛の子盛郷を養ひて嗣とす、之を中興の祖とす、盛郷の孫内藏助盛秀、小谷に移り千速城を築きて居る、盛秀の子織部盛順、弘治中武田氏に屬して功あり、命を奉じて國境を守り、石坂に占居す、盛順の子内藏丞盛令、女子二人あり男子なし、太田土佐

之助の子勘左衛門を養ひて長女に配し、丸山九郎左衛門の子新五郎を養ひて二女に配し、別に一家をなさしむ、勘左衛門より七代の孫彌曾左衛門に至るまで、世二十石の合力米を領して郷士たり、彌曾左衛門の子八郎左衛門享保中里正となりしより世襲し、以て彌三左衛門に至る。細野新五郎正延は、平姓丸山氏、日岐の城主丸山盛高の後なり、新五郎より五代の孫太兵衛まで、世二十石の合力米を領して郷士たり、太兵衛享保中里正となりしより、子孫世襲し以て織次郎に至る。

## 太田氏

太田氏本姓は源氏、從三位賴政六世資國、丹波太田の庄に居り因りて氏とす、遠孫數馬と云ふもの、仁科氏に屬して小谷に移る、天文弘治中に當り、土佐之丞と云ふものあり、武田氏に従ひて功あり、其命を奉じて越後の國境を守る、土佐之丞の子土佐之助より、其子宮内、其子吉右衛

門、其子九兵衛、其子勘十郎に至る五代、藩主より二十石の合力米を給せられて郷士たり、勘十郎の子勘十郎、享保中里正となりしより、子孫世襲し、坦吾に至るまで七代なり。

太田土佐之助の子勘左衛門、産を分ちて一家をなし、小笠原氏より合力米を給せられしが、故ありて細野内藏之丞の家を嗣ぎ、兄宮内の子勘之丞を養ひて我家を嗣がしむ、勘之丞の子武兵衛、其子勘之丞、其子武兵衛に至る五代、二十石の合力米を世襲す、武兵衛享保中里正となりしより、武八に至る六代なり。

## 横澤氏

横澤氏は本姓は安倍氏、信濃介安倍泰種七世の孫貞高、貞應中仁科の領主狩野谷左兵衛尉政治を殺して仁科を領し、改めて仁科氏を稱するもの十二年、天福元年原義重の滅ばす所となる、貞高二子あり、(實は兄貞綱

が子なり)家臣擁して更級郡に走り、村上兵衛尉滿義に頼る、嘉禎元年家臣又長子を挈へて上野藤岡に至り、其地に居住す、長するに及び藤岡刑部貞國と稱す、貞國の子義英文保二年二月信濃に歸り、安曇郡西牧の城主西牧尾張に依りて小笠原氏に仕へ、祖先の舊領横澤村に復歸するこゝを得たり、義英の子清行、其子貞忠、其子正氏、其子正國、其子國綱、皆小笠原氏に仕へて二十騎の軍役に服す、國綱の子貞綱西牧美濃守信道の妹を娶る、天文二十三年五月、小笠原長清武田晴信と桔梗ヶ原に戦ふ、西牧信道三村肥後と叛して武田氏に應ず、貞綱姻戚たるを以て西牧氏に黨し、小笠原氏の旗下を襲ふて長時を奔らす、貞綱の長子清綱、武田氏に仕へて三十騎の軍役に服す、三子盛清横澤三郎兵衛と稱す、之を横澤氏の祖とす。

弘治二年盛清山縣昌景に従ひ、飯森春盛を小谷に攻めて功あり、山岸豊

後の舊領を賞賜せられ、留りて小谷に居り、來馬の砦を守り、改めて佐渡守と稱す、天正十年長時の子小笠原貞慶、兵を擧げて父祖の舊領を回復し、西牧三村等の諸叛臣を誅す、佐渡の子土佐、累の及ばんことを恐れて、森氏を稱して小笠原氏に屬す、後慶長中小笠原秀政より合力米を給せらるゝに及び、横澤氏に復す、土佐八代の孫勘兵衛まで、世二十石の合力米を領せり、勘兵衛享保中里正となりしより、子孫世襲し以て喜榮治に至る。

### ○國界爭論

今の北安曇郡北小谷村横川地方は、山川の形状より之を推すときは、越後に屬する方適當なるが如き感あり、元祿十五年國繪圖調製に當り、兩國人民の間に爭論を生じ、幕府に訴ふ、幕府裁決して信濃の地籍と定め

しより、全く信濃國安曇郡小網村の地籍となる。

初め戦國の頃に當り、小谷に五人衆と稱する者ありて小谷地方を分領せしが、小笠原氏の亡ぶるに當り、四人武田氏に屬し、一人上杉氏に屬して越後大所村に居る、是國境を不明にしたる原因なり、慶元以降信濃の四人は尙士籍に列し、庄屋を兼ね、勢力ありしも、越後の一人は全く農に歸して、勢力衰へたるにより、横川地方開拓の人民、小谷村庄屋の名子となりしと云へり。

寛永後藩主水野氏、領内の戸口を検し、人別水帳を製し、後又耶蘇教禁止の爲、宗門吟味をなしたり、爾時小谷の庄屋横川を以て其管轄内とし、調査したるも、越後の調査は横川に及ばず、降りて正保國繪圖調製に當り、越後根小屋村の人民之を争ひたることあるも、要領を得ずして止みきと云ふ。

元祿國繪圖調製に當り、越後糸魚川藩は、山口村の人民をして之を争はしめ、幕府の裁決を仰ぐに至りしも、人別水帳及宗門吟味正保國繪圖は動かす可らざる證左となりて、信濃の地籍と定まれり。

幕府裁許狀寫左の如し

一、山口村百姓申趣、横川は元來越後信濃兩國境相極候、其上根小屋之者、八十年以前、信州小谷村庄屋之名子に成、於越後國之山陰、田畠致開發一令住居、爲信州中俣村之地、由、雖申之、畢竟爲越後之地旨訴之。

一、小谷村百姓申候は、從往古白池限之、信越兩國境相分れ、正保年中御國繪圖に有之由、申傳候旨答之。

右爲檢使、佐橋左源太室七郎左衛門差遣、遂檢分、官庫之大繪圖令點檢之處に、白池は兩國境に記之候、又小谷村百姓名子に成候由、

雖申之、證據一切無之、剩宗門吟味之節、從松本領主改之、且信州人別水帳に載之候、横川之儀大繪圖之面、全信州之地に有之上は、旁以越後百姓申處無謂、境之儀西はかくま澤より、戸倉山の麓へ移り、自其山王池へ見通、小倉明神へ相續、雨飾山峯限之、兩國境相定畢、但境を隔有之兩國之畑段畝、改互可相替之、仍爲後證、繪圖之面、引墨筋、各加印判、双方へ下之條、永可相守者也。

元祿十五壬午年十一月廿二日

### ○開化沿革史

#### 一、町村

上古の事は今得て知るに由なし、中古以來郡中地名の諸書に見ゆるものを擧ぐれば、

延喜式神名帳に、穗高、川會の二社あり。

和名類集抄に、高家、矢原、前社、村上の四庄あり。

高家、矢原、前社(今は熊倉)は南安曇郡に屬す、川會の村上は今の北安曇郡池田地方なるべし、川會の十日市場は今の會染村にあり、川會の中の郷は今の七貴村にあればなり。

東鑑に住吉庄、花見庄、北條庄、仁科御厨庄、大穴庄、千國庄あり。

住居は今の温村、花見は今の上野村、北條は今の梓村地方にして、共に南安曇郡に屬す、仁科御厨は北安曇郡平、大町、常盤、松川、社地方なるべし、御厨と云ふは神領と云ふ意なれば、社村の神明宮に屬する地方なり、大穴は今の陸郷村地方なり、後世まで大穴村存したり、千國は今の南小谷村地方なり、町村制實施まで千國村存せり。

右の外飯田、飯森、佐野、澤渡を四ヶ庄と稱するより推せば、各一庄



なりしなるべし、此四ヶ庄に三日市場と稱する地あり、以て證とすべし。  
 其他、足利時代より讀書に見えたる郡中の地名凡そ左の如し。  
 松崎、曾根原、須沼、西山、清水、細野、池田、瀧澤、澁田見、日岐、宇留賀、千見、森、駒澤、鹽島、來馬、小網小谷等はなり。  
 (南安曇は略す以下同じ)  
 尙近古以來は左の二表によりて、沿革の大要を知るべし。

町村沿革一覽 其一

慶長文祿中村名	爾時の境界	正保中増減	現今町村名
大町村	五日町及鐘松寺は松崎村なり	せし村名	大町
松崎村	北は靈松寺山に及び西は高瀬川に及び		

館ノ内村、常光寺村、木舟村、丹生子村、閨田村、曾根原村、	山ノ寺村は池田郷に屬す								社
宮本村									
一本木村、清水村、須沼村、西山郷、									常盤
細野村、板鳥村、松川村、									松川
池田郷	今の池田會染社の三村に渉る								池田町
十日市場村、澁田見村、瀧澤村、									會染
鶴山村、中ノ郷、押野村、鹽川原村、	萩原中村寺村及小泉の南部								七郷
發目村	發目村を廢し萩原中村寺村の三村とす								陸郷
大穴村、日岐嶺方村、	草尾を一村とす								廣津
大日向村、北山村、宇留賀村、									廣津
金熊村、左右村、船場村、									八坂
青具村、千見村、二重村、大鹽村、		高地を一村とす							美麻

野口村、借馬村、木崎村、 森村、稻尾村	柏原村		柏原村を廢し海ノ 口、中綱、青木の三 村とす	平
佐野村		支郷に野平大出嶺 方あり	桐山を一村とす	神城
飯田堀ノ内村		支郷に深澤空峠あ り		
飯森村		支郷に細野あり		
澤渡村		人家は主に平川の 西にあり		北城
巖平村				
鹽島村				
千國村、石坂村				南小谷
西小谷村、來馬村			西小谷の稱を廢し 大綱村、深原村と す	北小谷村

東小谷村		東小谷村を中谷村 と改稱す	中土村
土谷村			
計五十五ヶ村			

正保國繪圖調製により増加村數

十三

同

減村數

三

差引計六十五ヶ村大澤寺領源汲を加へて一に之を仁科の六十六郷

と云ふ

町村沿革一覽 其二

元祿十五年町村名	正保以後の沿革	増	減	現町村名
大町村、高根新田村、 松崎村、常光寺村、館ノ内村、水 舟村、岡田村	高根は慶安四年開發元祿十 四年より一村とす 同年松崎村の地を大町に編 入す	一		大町
				社

曾根原村、宮本村、山ノ寺村、 上一本木村、下一本木村、 須沼村	同年池田郷廢止山ノ寺村を 一村とす	一		
清水村、西山村	同年一本木村を上下二村に 分つ	一		常盤
松川村、細野村、板取村、 鼠穴村	同年西山郷を西山村と改む			
神戶新田村	同年板島村を板取村と改む			松川
池田町、正科村、堀ノ内 村	神戶は慶安四年開發元祿十 四年より一村とす	一		
中島村、半在家村、相導寺村、花 見村、 瀧澤村、澁田見村、林中村、内鎌 新田村	同年池田郷を池田町とし正 科堀ノ内を各一村とす 同年池田郷廢止により花見 相導寺半在家中島を各一村 とす 内鎌は慶長七年開發の地に して元祿十四年より一村と す	二	四	池田町
十日市場村				
押野村、鹽河原村、鶴山村 中ノ郷村				會染
荻原村、荻原新田村	荻原新田は承應元年開發 元祿十四年より一村とす	一		七貴

中村、小泉村、寺村、日岐 村	同年小穴村を小泉村と改稱 す			陸郷
嶺方村、草尾村	同年日岐嶺方の境界及租石 高を分ち各一村とす	一		廣津
大日向村、北山村、宇留賀 村				
大平村、切久保新田村、大 塚新田村	慶安元年大塚切久保を金熊 村より分ちて各一村とせり 故に元祿十四年金熊村を大 平村と改稱す	二		
舟場村、左右村、野平新田 村	野平は元和五年開發松平は 寛永四年開發相川は同十二 年開發元祿十四年より各一 村とす	二		八坂
梶平新田村、相川新田村、 大鹽村、二重村、千見村、 切明新田村	切明は元和七年開發承應中 租石高を定めて大鹽村の支 郷とせり又新行は延寶七年 の開發なり元祿十四年より 各一村とす	一	一	美麻
青具村、新行新田村				
野口村、借馬村、木崎村、 森村、稻尾村				
海ノ口村、中綱村、青木 村、加倉新田村	加倉は延寶六年の開發元祿 十四年より一村とす	一		平
佐野村、澤渡村、飯森村、 田村に合す	元祿十四年桐山村を嶺方新 田村に合す	一		神城

飯田村、堀ノ内村	同年飯田堀内の境界租石高を分ち各一村とす	一	
深澤空峠新田村、巖平村、嶺方新田村	深澤空峠は承應二年飯森村より分村、嶺方は慶安四年飯田村より分村、野平、大出は慶安二年飯田村より分村、細野は慶安元年深澤村より分村、總島新田は慶安四年開發の地にて元祿十四年より一村とす	二 三	北 城
野平新田村、大出新田村、細野新田村			
鹽島村、鹽島新田村	同年桐山村を廢し嶺方村に合す		
千國村、石坂村			南小谷
來馬村、深原村、小網村	國界爭論により戸土押廻横川を國繪圖に記入す		北小谷
中谷村、土谷村			中土
計九十ヶ村 <small>但入作村に除く</small>		二七 一	

附記

正保國繪圖記載の支郷にて、親郷の變名したるものは、支郷の獨立とし

新田の二字を附せず、分村するも親郷の變名せざるもの、及元祿國繪圖調製の際、新に一村とせるものは新田の二字を附す。

内鎌はナキヤ難鎌なりしを人民の發音不明より、吏員が内鎌と記し、終に文字變じたりと云ふ。

槍平ウツギダヒラは其草書字體槍に類するより、終に變化し、現今は槍平と記してウツギダヒラと訓せり。

元祿以後明治八年までは町村名に異動なし。

二、人口

上中古の人口は今知るに由なし。

藩政の頃は戸籍を人別水帳と稱し、庄屋の調書を集めて組の大庄屋之を管掌せり、寛永以降宗門吟味の事あり、各寺院は宗門帳を備へ、宗門吟味と稱して戸口を檢せり、此に於て寺院の宗門帳は變じて戸籍となり、

送入籍を宗門送りと稱するに至る寺院は此宗門吟味より非常に權力を得、神官と雖ども籍を宗門帳に置かしめ、死すれば僧侶佛式を以て葬儀を營めり。

享保年中郡奉行が宗門吟味をなしたる時、池田、松川、大町三組の人口合せ三萬四千六百二十二二人ありき。

之を明治三十四年一月一日現在北安曇郡の人口五萬二千二十九人、南安曇郡の内舊松川組に屬したる有明村舊池田組に屬したる北穂高村の同上現在五千九百九十七人を合すれば、五萬七千二百二十六人にして、百五十年間に二萬二千六百四人の増加をなしたり。

### 三、田畑

松本城に屬する安筑二郡の地は、豊臣氏の檢地により六公四民の租額十萬石ありとせらる、徳川氏に及び筑摩郡の内一萬石を諏訪に屬せしめ、殘

地五公五民の租額七萬石ありと稱せり、慶安中水野氏が地を檢せし結果、九萬七千石餘ありし事は、當時の記録によりて明なり。松本藩主戸田氏は、表面筑摩郡三萬石、安曇郡三萬石、合せ六萬石なりしも、其實封内廣大にして開拓の餘地を存し、昇平の久しき、人口次第に増加し、土地次第に開墾せられ、慶應年中に至り、米大豆鹽の毎年倉庫に入りしもの四十餘萬駄の多きに達したることは、今日生存せる藩士の知る所なり。慶安中既に二萬七千石の増収を見る、然るに其後町村の増加すること安曇郡の北部のみにて三十五村の多きを致し、人口亦二萬の増加あり、左表水野氏の時寛文年間の田畑反別と、明治三十一年調の田畑反別との比較表により、郡の開化の度如何を察すべし。

### 古今田畑反別比較表

新 撰 仁 科 記

廣 八 美 平 神 北 南 北  
津 坂 麻 城 城 谷 小 小  
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

三〇、七、  
二七三、  
一五、  
二二四、  
四一、  
一三一、  
七三、  
六七、  
一三一、  
八五、  
四八、  
九三、  
二七、  
五六、  
一一、

五三三、  
二〇、  
六三八、  
六〇、  
六二八、  
一五六、  
八三六、  
三三四、  
一八四、  
三五〇、  
一七一、  
三六〇、  
二九六、  
二八六、  
三六九、  
一一、

七分餘の増  
殆んど三倍の増  
二倍餘の増  
四倍の増  
殆んど三倍の増  
殆んど四倍の増  
六倍餘の増  
四倍餘の増  
殆んど三倍の増  
二倍餘の増  
二倍許の増  
七倍半の増  
三倍餘の増  
十倍餘の増  
六倍半餘の増  
九倍餘の増

新 撰 仁 科 記

町 村 名  
大 社 常 松 池 會 七 陸  
畑 田 盤 川 田 染 貴 郷

六五町  
一五〇、  
五九、  
七九、  
九三、  
一〇一、  
一一一、  
八四、  
九〇、  
六二、  
一七〇、  
五三、  
八四、  
七七、  
五、

三九六、  
一〇七、  
二〇七、  
九一、  
三六〇、  
一九〇、  
三八七、  
一五四、  
二四〇、  
四四、  
二九九、  
一四八、  
一八九、  
一九二、  
三七、

増 減 比 較  
六倍餘増  
四十三町步減  
三倍餘増  
十二町步増  
殆んど四倍の増  
殆んど二倍の増  
三倍餘の増  
殆んど二倍の増  
二倍餘の増  
十八町步減  
七分餘の増  
殆んど三倍の増  
二倍餘の増  
二倍餘の増  
七倍の増

寛文四年調

明治三十一年調

中	同	三五、	四三三、	十二倍餘の増
	同	二三、	一四一、	六倍餘の増
小	同	六一、	四六六、	七倍半餘の増
	同	一、〇六四、	三、九三三、	三倍半餘の増
合	同	一、九三三、	五、四七九、	二倍半餘の増
	同	二、九八六、	九、四一二、	三倍餘の増

以上の表によりて見るに、池田大町に於て僅かに畑の減するあれども、其餘は悉く増加のみにして、減少なし、就中北城南小谷北小谷中土美麻の五村最も増大せり、二百四十年太平の餘澤亦大なりと云ふべし。

備考

明治三十一年調によりたるは爾後大差なきによる。

○租税史附夫役

源頼朝天下を一統し鎌倉に居り、兵馬の用度として毎段五升を増徴せし

により、鎌倉幕府の初年は殆ど六公四民の有様なりしが、承久の役後、北條氏心を民政に用ゐ、租税を軽減して五公五民とせり、當時上田一町は三百六十歩にして穫米宣旨掛十五石、租米七石五斗、下田一町の穫米十一石、租米五石五斗の制なり、而して運輸不便の地にありては、一石の估價を金二兩とし、支拂錢二貫文に換錢して納租せしめき、本郡北部の租税金納なることは、鎌倉以來の慣例なるべし。

源頼朝地頭に地を給するに町段歩を以てせり、當時租額百町歩の上田は、殆ど千石に當りしが、北條氏に及びて七百五十石許となる。

應永中足利義満天下を一統し、永樂錢を町段歩に配し貢税の法を改定す、因りて將士に地を給するに永取を以てす、永百貫文の地は、貢租平均五百石に相當するを以て標準とせり。

織田信長將士に地を給するに石高を以てす、豊臣秀吉亦之に倣ふ、其天

下を一統するに及び。天下の地を検して貢租の法を定む、其制左の如し

上田一町歩(方六尺三寸を一歩とし三千歩) 穫米十五石 租米十石

中田一町歩 同 十三石 同八石六斗六升六合餘

下田一町歩 同 十一石 同七石三斗三升三合餘

右の如く豊臣氏の租法は六公四民なれども、徳川氏に至り五公五民となさしむ、然れども諸侯其用度の減するを以て之に従はず、徳川氏乃ち譜代の藩主に地を検して新墾の地を發見し之を補はしむ、慶安中藩主水野氏の檢地は之が爲なり。水野氏の二代は苛政なかりしも、三代藩主忠直に至り、名は五斗俵と稱するも其實六斗俵を以てせしめ、玄米三斗を得るものにあらざれば租米を受領せず、人民大に之を苦めり、是に於て多田加助等安筑二郡村長の同盟となり、城下の強訴となり、終に貞享の慘刑を演ぜり、加助が磔柱上より五分摺二斗五升と絶叫せしは、糶五斗俵の

五分減玄米二斗五升あれば、正租なりとの意なり、(當時大町組は金納にして影響少なかりしかば加助等の舉に賛せざりきと云ふ) 徳川氏の定めたる貢租法は左の如し。

上々田一町(方六尺一分を一步とし三千歩) 穫米十六石 租米八石

上田一町 同 十五石 同七石五斗

中田一町 同 十三石 同六石五斗

下田一町 同 十一石 同五石五斗

水野忠直の子忠周、孫忠幹皆賢明にして心を民政に用ゐ、小笠原氏以來藩主の教令を斟酌し、藩の用度に考へて、金納地より鹽に代へて納租せしめ、又山間地方は二十分一以上五分一に至る範圍内に於て大豆に代へしめ、又稗眞綿荏麻等に代へて納むるの制を定む、此代納法は永く松本藩の成例となり、以て明治維新に及べり。



又正租の外小物成小役と稱し、野山手上納山林原野租、屋丁銀割戸數、紺屋染色紙、漉、大工、鍛冶、木挽、伯樂歌醫及牛馬買、川役漁業等の雜租及營業稅あり、臨時漆、胡桃、栗、澁柿、楮、杏仁、山椒等の年々定れる徵發物あり、臨時の貢獻物には雉子ヤトリ、雉松ヤトリ等ありたり、然れども宅地は免租地なりき。地所は質流の外他人に賣渡すを禁せられたりと雖ども、今日の如く一筆毎に地租を定むるの法にあらざして、何某は高何石持と云ふ概括的なりしが故に、竊に其持高の名義のみを存して、地所の幾分を他に賣買したり、故に貧者は益貧に富者は益富むの狀を呈し、從ひて明治六年改租に際し、貧民所有の地は地價高く、富者所有の地は地價低きが如き、不權衡を生じたる所少なからずと云ふ。

要するに藩政の頃は、農民は其所得の二分の一を租稅として徵收せられ、今日に比すれば非常に困難なりしことを知るべし。

夫役は藩政の頃は最も多く使役せられ、道路橋梁堤防水利等の修築に際し、一町村又は數十町村を聯合して徵發使役せられしことあり、一人又は數人づゝ、更番使役せらるゝを傳馬役と云ひ、毎戸一人づゝ、徵發せらるるを官役と云ひ、普通役とす、十五年以上六十歳までの男子悉皆徵發せらるゝを男役と云ひ、非常役とす。

### ○天災地變史

中古までの事は載籍及び口碑の存するものなし。  
 天文三年地震ひ、西境の山岳に鳴動の聲を聞く、(越中立山の鳴動せしならん) 既にして鶴ヶ岳の南の一峯潰崩して、駒澤川の上流を壅塞すること數十日の後潰決し、洪水氾濫し來り、猫ヶ鼻に於て東南に決して野口村借馬村大町村非常の害を被ひる、世俗鹿島明神は地震を鎮壓し給ふ

と傳ふ、是に於て人を常陸に派して、鹿島明神を勸請し來り、鶴ヶ岳を改めて鹿島大岳と云ひ、駒澤川を鹿島川と云ひ、駒澤村の牧場を改めて鹿島と云ひ、嚴然たる祠宇を建て、要石を埋め七個の鳥居を建て、以て鎮壓を祈り、同時に大町若一王子社内、及宮本神明宮境内にも鹿島明神の小祠を設けたり、抑我信濃國は諏訪明神開拓の地と稱せられ、國中大小の神祇幾千百坐あり、然れども鹿島明神を祭るは、諏訪明神の神慮にわらずと稱し、諏訪社家の故障あり、試に信濃全國の神社調を見よ、我郡の鹿島社の如きもの一坐だもわらず、我郡中村社百餘坐中、諏訪社殆んど半數を占む、然るに山川にまで鹿島の名を冠するを思へば、此の震災の影響甚大なりしを知るべし、蓋當時戰國の世にして、諏訪社家の聞知せざりしに由るか、將社家の承諾を得て山川の地名まで變せしか、今知るに由なし。

正徳(或は延寶  
とし云ふ)四年三月十五日夜亥の刻大地震あり、千國村坪ノ澤上の山岳潰崩し、人家田畑皆埋没し、男女三十人牛馬八疋死亡す、同時四ヶ庄の堀の内に於て人家四十八軒潰れ、男女十四人牛馬三十六疋死亡す、同時中谷村の雨中に於て人家二軒、來馬村の雨中に於て人家四軒、同村宮本に於て四軒、土谷村の下り瀬に於て六軒、同村由尾に於て二軒潰れたり、爾時姫川満水し潰家多くは流失の災に罹れり。

享保四年十二月二十日夜澤渡村に大崩雪あり、人家六軒を埋没し、男女二十人牛馬七疋厭死す、松本藩吏員を派して之を検し、原因の附近山上の樹木を伐採せしにあるを知り、諭して山腹の樹木を伐る勿らしむ、今日尙神城村佐野澤渡等、人家に近き山腹の樹木を伐ることを相戒むるは、此災害に懲らざるに由ると云ふ。

寛保元年八月一日高瀬川大水、丹生子村に浸水し、田畑人家墓地村社皆

流亡し、人民生を安せず、相議して他に移る、内十軒許は菅ノ窪に移れり、同時に姫川満水して蔵平村を浸し、人家多く川の東に移る。

天明三年淺間山大に噴煙し地屢震ふ、越後妙香山も亦大に鳴動し郡中小谷地方地屢震へり、小谷地方にある鹿島社は爾時の勸請なり。

弘化四年三月廿四日善光寺平地方大地震あり、更級郡岩倉山潰崩して、犀川を填塞すること二十餘日、流水停滯沿岸諸村皆浸水の害を受く、郡中船場村野平村等は、浸水するに従ひ、茅屋は繩を以て屋柱を縛し、其一端を附近の樹木岩石に結び、板葺屋は屋上に石臼鐵器大石等を安置して、浮動流亡を防ぎ、人民皆高所に退去しきと云ふ。

### ○四ヶ庄一揆

文政八年十二月、四ヶ庄より百姓一揆起り、大町池田穂高新田四驛の富

豪家を破壊し、本村に至りて潰散す、世に之を赤箆騒動と云ふ、四ヶ庄より來りし者多く葡萄皮にて製したる赤色の箆を着し居たるに因る。

文政八年は松本藩主松平氏治城百年に該當し、三月十八日入城の日を卜し、領内の舊家大庄屋村役人等を、城内に召集して酒食を賜ひ、祝贊を献じたる輩には、紋服社疋真綿等を賞賜し、特に百年以來相續せる村役人舊家には、褒賜して慶賀を行はしめ、人民一統僧侶に至るまで酒を賜ひ、輕罪の囚徒を放免し、死罪を延期し、郷村の神社には奉幣して其祭典を豊にせしめ、寺院に令して無頼無縁の幽魂亡鬼を弔はしめ、刑戮に身を失へる輩まで、薦拔の法會を行ふことを許可したり。

領内の人民は、農商工は勿論、巫女山伏按摩醫女に至るまで、争ひて祝贊を献じ、三月十八日城門前に山積しきと云ふ。

四月より冬に至るまでの間に、村役人舊家の百年相續の祝宴あり、放免

囚徒歸郷の祝宴あり、死刑者薦拔の法會あり、各寺院には施餓鬼の法會あり、郷村神社の祭典は争ひて盛舉をなす等、人民殷醉し、歡歌の聲所在に聞え、大平の象領内に満ちたりき、然るに冬に至り安曇郡に一大騷亂を生じたること奇怪なれ、いでや其原因を語らん。

文政八年前記の如く、上下酣醉し、表面は大平の象をなせども、生憎や風雨順に違ひて米穀熟せず、物價次第に騰貴し、秋末に至り白米相場金壹兩に七斗五升となる、(當時金壹兩に壹石以上を平價とす)従ひて貧民は飢餓に泣き、窃盜は次第に多きを致したり、就中四ヶ庄は最も凶作なりしにより、藩主より貢租半減の令を發し、松崎村庄屋高橋佐五兵衛粃數十俵を見舞として贈りたり、この凶作こそ此騷動の遠因なりしなり。

初め藩主より鎮守の祭典を豊にすべしとの令ありしより、郷村の青年等演劇を練習して、祭典に奉納と稱して興行し、之を地芝居と稱せり、こ

の地芝居てふもの非常に歡迎せられ、一時流行を極めたり、獨四ヶ庄は禾穀の熟せざるより、地芝居興行の勇氣も出せず、他の村落の狂奔し、醉倒するを見て、深く嫉妬の念を懷きたりき、是も亦原因の一ならん。元來四ヶ庄は、麻の産地なれば、冬に至り各其製麻を高價に販賣して、生活の不足を補はんと期せり、然るに松本大町の麻問屋は、却て四ヶ庄の凶作を利用し、販賣先なる名古屋は價格低廉なりと稱し、結托して安價に買集に従事したれば、大に四ヶ庄人民の忿怨する所となれり、これぞ此騷動の近因にして、藩主既に徳政を施し刑罰輕きを知了し、乗じて以て麻商人等に報むんと期し、ものなり。

元來四ヶ庄には米穀販賣の市店なく、飯米供給の便なし、飯森村に藤左衛門藤四郎と云ふものあり、富みて多く米穀を貯ふ、諸人就きて借らんことを請ひ、又買はんことを求む、門前市の如し、二人繁雜を愛ひ、胥

議して鹽島新田村の酒造家半藏に米の大半を賣却し、餘裕なしと稱して復貸さず賣らさず、茲に於て三人大に怨を受けたり、これぞ此騒動の導火線なりき。

十二月十四日夜、佐野村増右衛門、澤渡村和左衛門等、俄に螺を鳴らし徒を聚む、二村概ね之に應ず、澤渡村組頭宇忠治走りて之を飯田村庄屋下川啓治に報ず、啓治老翁定之丞と云ふもの、信用厚く能く衆心を和ぐるを以て、之をして諭して開散せしむ、徒衆聽かず、飯田飯森の二村亦大舉して來り加はる、乃直に北行して鹽島新田村に至り、酒造家半藏の家を破壊し、十分に酒を飲み、當日蒸したる米八石餘を取り出して之を食ふ、此時鹽島及鹽島新田細野野平嶺方堀内の諸村皆來り加はる、是に於て轉じて南に向ひ、飯森村に至り、藤左衛門藤四郎の家を破壊して怨を報るたり、初増右衛門等飯田澤渡佐野等の庄屋の家屋を破壊するの豫

定なりしも、此時夜既に明けて一行の面貌判然たるを以て之を見合せ、「大町に至り麻師共に懲らさすべし」と呼ばりて南行せり、十二月十五日一行の南するを見るや、四ヶ庄の庄屋組頭等皆先づ走りて大町の庄屋淺野次郎右衛門會根原勘兵衛大庄屋栗林五郎右衛門等に報ず、三人即ち代官中村彌平左衛門に告げ、尙急使を馳せて池田以南に報じ、並せて松本藩に訴へしむ、彌平左衛門栗林五郎右衛門淺野次郎右衛門組頭福島庄助野口村大庄屋西澤九之丞の四人と、人夫六十餘人を率ゐて大町を發し、借馬木崎森稻尾等沿道の人夫を集め、二百餘人を得て海ノ口村に出張し、急に道路を梗塞して之を待つ。

一揆等青木加倉中綱の人民を脇從せしめて海ノ口に至る、彌平左衛門九之丞と出で、來意を問ひ、諭して歸村せしむ、(栗林大庄屋の出でざりしは千國四ヶ庄山論に關し四ヶ庄人民より怨まれ居たるに依る)問答の間

に一揆の後隊、山雪を踏分けて彌平左衛門等の後方に出で、一度に哄聲を發す、前隊之を見るや忽ち惡口を發し、大斧を揮ひて道を塞ぎたる梯子を拆さ、亦一度に哄聲を發して彌平左衛門等に向ふ、彌平左衛門に從へる二百餘人の人夫、其勞に辟易して四方に離散したれば、彌平左衛門等皆通れて大町に歸る。

大町にては代官等の遁れ歸るを聞くと齊しく、毎戸炊き出しをなし、財寶を片付け、妻子に避難せしむる等、混雜一方ならず、暴徒は海ノ口稻尾森木崎借馬の諸村を徇へて同行せしめ、進みて大町に入り、荒町にて茶屋(中村氏)彌兵衛三河屋茂七(櫻井氏)方を破毀し、九日町麻屋(伊藤氏)佐津右衛門方に入りて充分に飲食し、出で、茶屋曾根原權次郎、十二屋淺野彌助共に麻問屋なるにより之に亂入し、戸障子疊衣服器具手當り次第悉く大破に及ばしめ、穀屋半五郎方を少し破損せしめ、中町淺野

次郎右衛門方に亂入す、杜才覺あり、先づ自ら濁酒槽を毀ちて狼籍を粧ひしかば、酒造庫は難を免れたり、次に橋本屋寺島善右衛門加登屋伊藤重右衛門米屋伊藤半兵衛布屋栗林彌次右衛門等の富豪家皆大損害を被むる、暴徒は進みて栗林五郎右衛門方に亂入し、終に其文庫を破りて一切大庄屋の文書を燒棄し、山論敗訴の怨みを報ひたり、下中町重田屋(杉本氏)恒四郎方に亂入せんとし、戸障子數本を打碎きし時、衆中制止して呼ぶものあり、曰く此家は松崎村高橋氏の縁家にして其出店なりと、衆即ち走り去り、伊勢屋杉木忠之丞方に入り、魚荷を切り開きて鱒を取出し、燒火に炙りて肴とし、十分に飲食し、八日町平林甚左衛門方に亂入して狼籍を擅にし、次に曾根原伊左衛門の家に及ばんとす、主人妻子番頭等出で、甘言を以て勞を慰し、平身低頭して亂暴を謝し、十分に酒食を饗して災難を免れたり。

松崎村庄屋高橋氏は世四ヶ庄に恩惠を施せり、故に代官は高橋佐五兵衛に、松崎欄干橋に於て暴徒を制止せんことを依頼し、其身は西澤九之丞と共に、松川組の大庄屋清水又之丞の許に至り、暴徒大町に亂入の狀を告げ、松川に入るを防ぐの準備をなさしむ、佐五兵衛代官の命を領して家に歸り、大に酒食を用意し橋南に待つ、暴徒は大町に於て麻商酒造家殺商等十二軒を破潰し、五日町に於て勢揃をなして南し、欄干橋に至る、佐五兵衛迎へて酒食を饗し、其稍靜するを待ち、「願の趣あらば我等に任せて是より歸村せられよ」と慰諭す、衆多く之に従ひ歸らんとす、一人あり曰く、海ノ口にて代官殿大庄屋殿の理解に服せずして、今此處に於て高橋殿の説諭により歸るは如何のものなり、若し歸るならば三人の御諭示に従ひたりと云ふ方穩當ならずやと、衆之に同意す、佐五兵衛止むを得ず走りて陣屋に赴き、代官及西澤を求むるに、既に去りて在らず、一

揆等待つこと少時、此事を聞くと乃ち起ち、一同高橋氏の家を遙拜して南す、佐五兵衛深く之を遺憾とし、館ノ内村庄屋伊藤作左衛門常光寺庄屋横川彌市右衛門と追ふて一揆を途に要して再び之を諭す、衆皆曰く代官の居らるゝ所まで行くべしと、沿道の各村を威嚇して同行せしめ、宮本村に至り庄屋一志彌三次の家を破壊したり、是亦山論の怨によると云ふ、此時日は全く暮れたり、宮本村までは同一大町組なるが故に、亂暴狼籍して復仇するを第一の目的とし、金銀財寶を奪ふは狡猾の徒輩の所爲なりしも、池田以南に於ては亂暴狼籍して、金銀財寶を奪ふの盜賊群と變化したるは、是非なき次第なり。

池田町にては暴徒既に宮本に至ると聞き、大に驚き、半鐘を撞き警を傳へたれば、一時に騒ぎ立ち、炊き出しをなし火を戒め、避難の方を講ずる等混雜する中、一揆等宮本より推寄せ來り、鯨聲を發して市中に入り、

酒道家北條伴之丞宅に亂入し狼籍を極め、福井屋福田重三郎店を打潰し、新酒屋關直右衛門方に亂入せしが、家人が退去に際し、火を恐れて大小の炬に一時に水を注ぎたる爲、炬灰濛々として立上り居り、目口に入るが故に、躊躇中、後より入らんとする者推合せて表庇の柱をばツシ、ガラ／＼と鳴り音して庇落ちたれば、前に亂入せし者、火事ぞと心得て逃れ出で、後に來るものは庇の落ちかゝりに依りて入るを得ず、皆去りて角屋關勘五郎方に亂入す、間口十八間奥行六十間の宅地中、樹木まで亂打せられ、天井欄間に及ぶまで皆打落さる、暴徒は散々に角屋を毀ち、西中屋市川又左衛門の家に入らんとす、又左衛門勇氣あり、刀柄に手を掛けて玄關に立ち、寄らば斬らんと睨み居たり、暴徒等乃ち近隣より桶杓類を奪ひ來り、門前の川水を汲みて又左衛門に打掛くること頻りなるより、又左衛門泳へずして退くと同時に家中に亂入し、其狼籍角屋に準せ

り、次に東中屋市川奎左衛門方に亂入して狼籍に及ぶ、時に奎左衛門の娘他に嫁せんとし、盛んに用度を整ふ、皆暴徒の爲に破毀又は盗み去らる、其他穀商壺屋小田切七郎左衛門飯田屋淺原治郎左衛門現金屋茂兵衛等都合九軒皆損害を被れり、初池田にて警鐘を鳴らし、により、澁田見瀧澤花見相導寺半在家中島の諸村池田方面に火事ありと思料せる中、家屋器物を打毀つ音荒まじく聞えたれば、火光は認めざれども池田に相違なしとて馳せ來り、此状況を見るや概ね之に加入したり、鶏鳴曉を告ぐるの頃に及び、池田を發して穂高に向へり。

高瀬川に至りし時、代官中村及大庄屋西澤清水等松川組の人夫數百人を從へて橋南を警固し、白布三反の大旗に「願筋開届可任望」の七字を大書せるものを押立て、控へたり、高橋佐五兵衛大に喜び中村西澤と議し、更に衆を諭して散歸せしむ、四ヶ庄の面々前約あるを以て皆歸らんとす、



餘衆大に怒りて曰く、四ヶ庄の奴輩多く我等の恩家縁家知人の家を破壊して物を奪ひ此處に至り我等を棄て、歸り去らば、我等南に行かずして従ひて四ヶ庄に入り、汝等の家屋を微塵になして仇を報ゆべし、行くか歸るか行くならば眞先掛けて渡れ」と罵り呼ぶ、此時青木海ノ口以南十日市場に至る徒衆四ヶ庄衆に數倍せしかば、赤簀連を抑留し強ひて先驅せしむ、四ヶ庄衆止むことを得ずして、橋の前後より高瀬川を押し渡れば、餘衆之に次ぎて渡り「代官すれに従ひて我等を防がんとするこそ奇怪なれ、歸りには松川に入り汝等の家を微塵にするぞ」と罵り、河原にある大小の石を拾ひ、代官と共に控へたる松川人夫を目掛けて雨霰の如く投付けしかば、皆逃れ去れり、この松川人夫は多く立足古厩の方面に退走せしが、如何に思ひけん、忽ち團集して一揆と變じ、橋詰を押し出し、宗左衛門茂兵衛等の家屋を破壊し、穗高に至りて四ヶ庄一揆に合

することゝなれり。

代官中村彌平左衛門は走りて穗高に入り、穗高組の大夫と共に穗高川の南に屯せり、四ヶ庄一揆は島新田狐島青木花見等にて狼籍し飲食し進みて穗高川の北に至りし時、松川一揆路を迂して彌平左衛門等の背後に出でんとし、双方喊聲を發して呼應せしかば、穗高人夫は忽ち潰散したり、是に於て合して穗高に入る、此時四ヶ庄より來りし者は身心共に疲勞し、路傍に伏して眠るものあり、又赤簀を脱して密かに歸村する者もありたり。

穗高にては大庄屋井口半藏、葛屋直三郎大和屋茂左衛門問屋平八穀屋岸右衛門等皆大損害を被る、其他宗左衛門新吉甚三郎等も皆家屋を破壊せらる、穗高より暴徒は分れて二となり、一手は等々力に入り利右衛門林之助三五郎定七等の家を狼籍して物を奪ひ、一手は矢原にて彌五左衛門

細萱にて市郎右衛門富右衛門等の家に押入りて亂暴を擅にし、又合して新田に入る、此時新田の東西南の諸村亦蜂起し、各富豪の家を毀ちて來集し、暴徒の數三萬人とぞ聞えし。

新田にて大庄屋藤森武兵衛方へ亂入し狼籍中、松本藩より郡奉行二人火事羽織を着し駿馬に跨り、同心數十人を引率して到着し、四方に奔走して鎮まれ〜と呼び、願の筋あらば聞届くべしと叫び、又四ヶ庄村役人中下川啓治嶺方村庄屋横澤勇治の二人を呼び出し、四五ヶ條の願書を認めて呈出せしめ、之を受領して「願の通り取計ふべし歸村すべし」と呼ばはる、此時や、退散するものあり、使番三人亦馬上にて到達し、「徒黨者天下御停止」と大書せる旗を押立、亦奔走して鎮まれ〜と制止す、郡奉行二人は庄屋大丸屋市郎治の宅前にて馬より下り休息す、暴徒は既に武兵衛宅にて奪掠を擅にし、今や市郎治方に亂入せんとし、際なれば、

四隣より茶砂糖菓子類を持出して奉行に投掛け、其退去を促せり、奉行及使番は到底鎮定の見込なきを以て物頭大目付の到着を促さんが爲、一時退去すると齊しく市郎治の宅に亂入して狼籍し、穴倉中にありし數千金を奪へり、暴徒は尙も進みて本村に至り酒造家に亂入す。

此時藩の物頭四人、大目付二人、郡奉行四人、使番三人（皆馬上）同心足輕數百人を引率して到着し、酒造家の堀岸に於て、「鎮まれば其儘免さん然らざれば搦捕るべし」と呼ぶ、されど暴徒は耳にも入れざるにより物頭「それ打て」の號令の下に、暴徒に向けて一時に空砲を放ちたり、喧々囂々の聲は忽ち止み、怯懦の輩はバラ〜と逃げ散りたれども、空砲なることを知るや又々雲集して囂然たり、是に於て「捕れ」の號令の下に、同心足輕争ひ進み躍りかゝりて暴徒を捕縛したりしかば、暴徒數千萬人一時に四方に逃散す、されど尙數百人づゝ隊伍をなして近村を狼籍せしかば、物

頭大目付等も、亦分れて之を追捕し、終に鎮定に歸せり、就中殘黨岩原村にて山口與惣兵衛を襲ひ居る中、追捕の人員走り行き、庫中に於て十人を一時に捕縛したり、捕縛の暴徒都合三百餘人に及びきとぞ。

此時大町にては、大庄屋栗林五郎右衛門少壯者を集めて陣屋に屯し、四ヶ庄より出でし徒の金銀財寶を懐きて逃れ來るものを追捕し、其所持品を差押へ、住所名前を取調べて放還したるもの數十人に及びきとぞ。

物頭以下は捕縛したる者を松本に送り、新田穂高池田等の物情を鎮め、十八日夜大町に入り、大町の人心靜まるの後四ヶ庄に入り、主謀以下を追捕して松本に歸れり。

翌年に至り就縛者の大半は放免せられ、増右衛門和左衛門等三四人は永牢に處せられ、其餘數十人、三年より十年の入獄にて死刑はなかりきとぞ。

藩は此騒動の起因凶荒にあるを知り、四ヶ庄人民に嚴命して雜穀を貯へて之に備へしめ、又救荒植物を採集して之を食ふことを教へたり、今日四ヶ庄にて多く稗を貯ふると、婦女幼童も能く救荒植物を知るものは、蓋之が爲なり。

### ○小谷騒動

文政八年十二月十四日四ヶ庄諸村一揆を起し南に向ふ時、豫て小谷の村に加勢を乞ひ、同行せんことを求めたり、然るに十五日十六日の二日小谷は大風雪なりしより猶豫せしに、四ヶ庄の風聞頻りなるより、十七日夜來馬石坂の二村蜂起し、石原にて五右衛門(青木氏)と云へる酒造家を破壊し、日道にて庄屋傳藏(花岡氏)宮本にて酒造家丈助(相澤氏)小土山にて宗右衛門(相澤氏)の家を破壊して南に向ふ、千國番所役人二木順

太夫福井東彌在番たり、千國村の人夫を集めて堅く木戸を守る、一揆等乃ち雨中なる日道の庄屋傳藏の酒造店を破壊し、轉じて土谷村に入り、庄屋田原主馬右衛門の家を破壊し、庄屋山田猪右衛門の家を破壊す、猪右衛門時に家に在らず、父所右衛門近隣の者を集めて防禦せしも、衆寡敵せず、散々に破壊せらる、十八日一揆等堂田なる直右衛門(田原氏)の家を破壊して來馬に歸り、相議して二隊となり、一隊は大綱村に入り、庄屋善三郎(武田氏)の家を破壊し、一隊は南千國に入らんとせり、源長寺の住僧來り、「萬事愚僧に任せて鎮まり給へ、番所役人諸君に番所を破られては、武士の本分相立たず、因りて切死の覺悟にて、雪を掘割りて城郭の構とし、千國の人夫數百人と共に堅められたり、且つ藩の打手の人數六百人出で來られ、南の騷動は既に鎮まれりと聞く、諸君假令千國の番所を破りて南するとも、忽ち打手の征伐に遇はんと」、衆之を聽きて

悟る所あり、「然らば番所役人と談じ、他日御咎なき様、萬事貴僧に任すべければ、内分の取計頼み入る」と答へ、歸りて北の一隊と合し、源長寺僧の言を傳へ、其夜各開散して家に還り、知らぬ顔して居たりきとぞ。

### ○高橋氏の慈善

高橋氏本姓は藤原氏、正信と云ふもの初めて高橋氏を稱し、安曇郡松崎村に占居し、農を以て家を立て、儉素勤勉を以て聞ゆ、子孫次第に資産を増殖し、終に豪農を以て郷里に著はるゝるに至れり、平兵衛義員と云ふもの、初めて松崎村の里正となり、子孫世襲し、社村長平兵衛義和に至るまで十代に及べり、初めて里正となりたる平兵衛義員、義侠の心に富み、常に「金錢物品を以て人の急難を救ひ得べくんば我能く之に任せん來り訴ふるに吝なると勿れ」と言へり、故に閭里頗る依頼せりと云ふ、義

員の孫平兵衛義局に至り、其慈善賑恤の行事世に隠れなく、藩主の褒賞を蒙り、終に幕府が儒臣に命じて撰述せしめたる孝義録にも登載せらるゝに至れり。

平兵衛義局十四歳より耕耘に従事して馬夫の役に服し、十七歳よりは奴僕と共に秣草柴刈の爲、山野に往復し、常に奴僕と衣食を同ふせり、二十歳の時、大現和尚に就きて經書の講讀を受け、徳の最上を問ひしに、「身質素を守り人の艱難を救ふにあり」との教を得たり、後自吟禪師に參して、「壽を保たんと欲せば宜しく食を節すべし」との訓戒を受く、義局大に悟る所あり、是より専ら勤勉と節約とを旨とし、有餘を以て人の艱苦を救はんことを期し、大に米穀の蓄積を勉めたり、然れども常に飢餓の者に食を與へ、近郷貧困を訴ふる者を賑恤する等は、父祖の爲せし所と異ならず、或年四ヶ庄にて産婦米を食せざるが爲に乳汁分泌せずとの

事を聞くや、直に所持のものと大町より購求せしものとを合せ、糯米二石二斗を産婦の家に贈りしが、後其寡少なりしを悔いしことありきと云ふ。

義局年三十五の時に至り、四百二十一石九斗一升八合の米穀を蓄積するを得たり、是より大に賑恤を行へり、寶曆五年十二月大に配下松崎村の民を賑恤せしより後、天明二年十二月館ノ内村火災、全村焼失に付見舞として米穀金員を贈與せしに至るまで、二十九年間に價格凡三百六十兩餘の救濟をなせり、天明三年安筑二郡凶荒なり、義局力を盡して救恤し、施與頗る多し、大町に大火災あり、直に白米五十俵を施す、天明六年及同八年大町組凶荒なり、毎に玄米二十石を諸村の貧困者に頒つ、天明三年より六年間に、賑恤せし物品價格六百兩餘に及ぶ、親族等相會し、年々斯の如くんば資産當に傾盡すべしと諫む、義局聽かず、内は益節約を

行ひ、外は大に農事に力を致せり。

松本藩主義局の篤志に感じ、扶持米を給せんとす、義局辭して受けず、即殿中に召して酒肴を賜ひ、厚く之を勞せり、其辭令に曰く、

大町組松崎村 高橋平兵衛

常に質素第一、心懸宜敷、極難澁の者共度々相救、奇特の趣被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>御開<sub>一</sub>、御感被<sub>二</sub>思召<sub>一</sub>、依て格別の御詮議を以て、御掛物被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>、今日於<sub>二</sub>殿中<sub>一</sub>、御料理被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>候段被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>頂戴<sub>一</sub>候。

義局晩年書を著はして、父祖以來の事に紀し、題して家傳集と云ふ、其中に云へること數條を擧ぐれば、

- 一、恭儉自ら持せよ、
- 一、難澁に陥る者あらば極力之を救ふべし、
- 一、田畑の小作米は、舊來の定額を超えて増徴すること勿れ、

一、我家に生るゝ者は、婦女子と雖ども必ず農事に熟練せしめ、草鞋草履馬鞋を作ること知らしめよ、  
と以て家法の一斑を知るべし。

義局其書に跋して曰く、余の行事道に叶ひたるか、地頭の上聞に達し、御扶持御下賜の恩命を蒙ふれり、是偏に父祖の遺訓と恩師の教戒とを守りしに因る、後來子孫たる者、此書を閲讀して遺訓を服膺し、勤勉にして儉素を守り、意を慈善の事業に用ゐよ、然らば則子孫長く榮えんと。義局四代の孫佐五兵衛義緝、亦賑恤を好み、文政八年十二月四ヶ在の人民一揆を起し、南松本城下に入り大に麻商人を懲さんとす、沿道富豪の家皆破壊せられ、佐五兵衛之を聞き大に酒食を設けて一揆を待ち、厚く之を饗し、諭すに藩主の仁徳を以てし散歸せしめんとす、代官中村彌平左衛門の在らざりしが爲、一揆等終に南に向へり、初一揆等の大町を

發する時、互に相戒めて曰く、高橋氏は慈善家なり、秋毫も犯すこと勿れと、故に高橋氏の門下を過ぐる時、衆皆神佛を拜するが如く、東向一拜して去りきと云ふ。

義緝の後二代を清兵衛義長となす、將に老せんとす、子秀吉の尙幼なるを以て、郡人山崎氏の男を養ひ兄の女に配し、以て家を嗣がしむ、之を平一兵衛義多とす、後單に平一と改む維新の後筑摩縣義多を擧げて第十一大區長とす、義多能く朝旨を體し諭すに皇恩を以てす、區内翕然たり、又佛法の民益をなすを慨し、喪祭諸典皆國風に改め以て郷人を率う、明治十二年大區制の廢止に當り、義多北安曇郡書記に轉ず、同十五年八月歿す、秀吉名を平兵衛義和と改め、其後を承ぐ、同十六年平兵衛義和亦北安曇郡書記に拜す、同十八年大町外二ヶ村戸長に轉ず、同二十一年縣會議員となり、尋で大地主郡會議員となり、其參事會員を兼ね、同二十五年社長

となる、明治十六年郡の南部旱害に罹り、同十九年郡の北部穀熟せず、義和米穀を施し窮民を救ふ、同二十二年會染七貴二村水災あり、財を捐て、罹災者を助く、同二十七年征清役起る、軍資若干圓を獻す、其他學校村役場の新築等公益の爲め資を捐つるもの枚擧に遑あらず、同二十八年社村長に再選せられ其九月歿せり。

鹿門岡千仞義多の墓誌に銘して曰く、北安曇郡、風俗の敦樸なるは、高橋氏の家、世々仁義を好み、遺範を垂れて、以て郡人を率ふるに由ると、蓋溢美の言にあらざるなり。

雷淵外史曰く、孝義録によるときは、平兵衛義局藩主の賞を受くること二次、又救荒植物の採收及食用法等を貧民に教へたりと見ゆ、記して参考とす。

○風俗習慣史

一、年中行事(維新前)

正月の松飾は、戸外は冬の内に之をなす、枝松に限れり、戸内の七五三飾は、除夜又は元朝に之をなす、戸外の飾は七日に之を徹し、戸内の飾は十五日に徹し、其夜集めて之を焼く、之を左祇長を囃すと云ふ。  
 正月三ケ日は國家の祝日とせらる、七日を人日節と稱し、スッナ(蕪菁)スッシロ(菜菔)芹、薺、五形(鼠麴草)蕪菁、佛の坐の七草を細末にし、粥に和して之を食ひ、病を除き災を禳ふと稱せり、十五日を若年と云ひ農家にては餅にて稻の花、團子にて繭玉を作り、竹柳等の枝に附して、屋内に飾り、又若木迎へをなし、萬物作の符を壁を貼し、早朝に鳥逐、土龍逐をなせり、十六日を齋日と稱し、二十日を二十日正月と稱し、共に

祝日とせり。

二月は初午の日を祝し、子弟を手習師匠に入門せしむ。  
 三月は三日を上巳節と稱し、雛人形を祭り、草餅炒豆醴酒等を供す、又雛人形を相贈りて女兒の初生を賀す。  
 四月は八日釋迦の誕生を賀す。  
 五月は五日を端午節と稱し、蓬、石菖蒲を出入口に挿み、惡蟲惡魔の家に入るを防ぐと稱せり、男兒あるの家は、幟槍大鳥毛風車紙製の鯉魚等を庭前に建つ、又此等の物品を相贈りて、男兒の初生を賀す、又餘を製して新婦歸寧の土宜とす。  
 七月は七日を七夕節と稱し、五色の短冊に和歌を書し、竹梢に結び、其竹を庭前に樹て、新菓を供して牽牛織女を祭り、乞巧典を行ふと稱せり、十三日より十五日に至る三日を、盂蘭盆會と稱し、祖先を祭る、十六日を



齋日と稱して祝す、正月七月の齋日には、地獄の釜の蓋開き、餓鬼も免  
 ざると稱し、奉公人をして其家に歸省せしむ、之を敷入と云ふ。  
 八月は朔日を祝し、十五日中秋の月を賞す、農家にては餅を搗きて供せり  
 九月は九日を重陽節と稱し、菊酒を飲み遐齡延年を得ると稱せり。  
 農家にては收穫の時に當るを以て、往々十九日二十九日等に延期せり、又  
 十三夜の月を賞し、農家にては餅を搗きて供せり。  
 十月は十日の夜の月を賞し、農家にては餅を搗きて供せり、二十日を惠  
 比壽講と稱し、商家は大に之を祝せり。  
 十一月は十七日を山の神祭りと稱し、農家は之を祝せり、冬至の日南瓜  
 を食ひて中風を防ぐと稱せり。  
 十二月節分を祝す、節分の夜は、大に戸障子を開き、男子一人禮服を着  
 し、炒豆を柵に盛りて之を左手に持し、右手に其豆を掴みて四方に投散

し、福は内鬼は外と大呼して毎室を巡る、此時男女二人スリゴキスリゴキ搗糞盆を携へ  
 て之に従ひ、御尤々々に呼ぶ、之を追儼と云へり、  
 雷淵外史曰く、元三及五節は維新前にありては國家の祝日なりしも、  
 今は廢止せられて三大節となり、其他國家の大祭日は一定し居れり、  
 然るに郡中の大半は此祝日大祭日に國旗すら掲げずして、五節句は  
 却て復舊の狀あり、識者の猛省を望む。  
 二、冠婚喪祭(維新前)  
 維新前にありては男子も皆結髪せり、男子年十五六に至れば前髪を剃去  
 す、之を元服と云ふ、元服したるものは成年の證とす、父祖早く死し家  
 に壯丁なき時は、十五未滿なるも往々元服して夫役に服するの便宜を計  
 れり。  
 女子は一度男子に嫁すれば、齒を涅し眉毛を剃去す、之を元服と云ふ、

蝶々島田鬻は未婚女子の證、丸鬻勝山鬻は既婚女子の證とせり。  
喪儀は僧侶によりて行はれ、一切精進料理を用う、式日は寺院の都合によりて伸縮せられ、喪家之を確定すること能はず、死者の紀念品は僧侶を第一とせり。

婚儀は諏訪御柱年は凶なりと稱し遠慮せり、新婦には羽根親元服を加へ、入夫擧取には名付親其家の通名に改名をなさしむ。

婚儀喪儀は、園村相慶弔す、就中死喪は大事なるが故に、寺院は人民をして庚申講を組織せしめ、喪事に當り講員をして盡力せしめたり。

祖先の祭は毎年盂蘭盆會に於て行はる、每家皆精靈棚を設け、祖先の位牌を列し、桔梗女郎花みそはぎ等の花、菓實野菜の類と、靈膳とを供へ、夜は燈籠を點じ、僧を請ひ經を誦せしめ、家族は焼香して之を拜す、初め十三日家前及墓地に於て迎へ火を焼き、十五日又家前及墓地に於て送り

火を焼くなり。

鎮守の祭典は、農商家の最も歡娛を極むるの時となし、親族知人を招待し、家々盛宴を張れり。

雷淵外史曰く、人事繁雜の結果か、今日は忌服の制行はれず、喪家多くは一週以内に靈壇を徹し、忌服を除けり、又郡中神佛兩葬相半ばすれども、祖靈廟を設けたる家なく、神葬家亦精進料理を用ひ、盂蘭盆會を行ふ等、混沌の時代に居れり。

### 三、衣服飲食住屋(古今對照)

維新前にありては、衣服は専ら麻木綿を用ひ、絹織物は袖以下、女子の帯は、縮緬以下に限られ、男子は麻社袴、女子は無地紋付の衣を禮服となしたり。

袴は平袴と稱するものを用ひ、また高袴は士人に限り之を用ひしが、今

日平袴は殆ど廢止せり、之に反し、士人の羽織は打拆ウチツキと稱し、背後の中  
 央二裂せるものを用ゐしが、今は平民用のもののみ存せり、故に今日の  
 禮服羽織袴は士農折衷なり。

維新前にありては、佛教の盛なりしより、齋日忌日等、殺生禁斷、肉食禁  
 止の日多く、神道は獸肉を食ふを忌みしより、兎の外獸類は食用とせず、  
 又運輸不便の爲、海魚は容易に新鮮のものを得ず、價も亦不廉なりき、維  
 新後獸肉を食ふこと行はれ、我長野縣は全國に率先して、明治十四年馬  
 肉を食ふの許可を内務省より得るに至れり。

右の如き状態なるが故に、維新前は尋常の宴會は、一汁二菜肴二種に限  
 られたり。

酒類は氣候の寒さによるか、將習慣か、郡民皆之を嗜み、婦女も酒を飲  
 むもの寧多數なり、特に婚儀に當り、非常の大盃を以て初見の賓客に強

ゆるの風習あり。

維新前にありては、麥飯麵類は農商家の常食にして、米飯は吉凶其他饗  
 應に用ゐるのみなりしも、近年桑園の増加に従ひ、麥作を減少し、米飯  
 は殆ど普通の常食となれり。

家屋は農家にありては、多くは茅屋にして、土間牛馬部屋あり、每家三  
 尺平方より六尺平方に至る圍爐を備へ、楯タテを焚きて食物を烹炙し、又  
 暖を取る、爐の近傍に戸棚膳棚水槽等あり、飲食は此爐傍に於てせらる、  
 而して勝手小座敷奥座敷を備ふるを普通とす、維新前にありては、奥座  
 敷の外疊を用ゐず、ねこと稱する藁席を敷けり、近時ねこは次第に廢せ  
 られて疊となる。

近年養蠶業の盛大を致すと同時は、家屋の構造に變化を及ぼし、規模擴  
 張せられて室敷を増し、二階を設くるもの多く、又桑園の増すに従ひ、

麥作を減し、麥稈の欠乏よりして板葺瓦葺となり、村落の状況大に舊觀を改めたる所あり。

維新前にありては、家屋の周圍に、藩籬牆壁を設け、又每室疊を敷き、屋壁を黃白にする等は、富裕の證とし、忽ち御用金を命せらるゝが故に、恐れて遠慮せしも、今日は自由なるが故に、倉庫の外住屋も白壁となり、環堵牆垣嚴然たるものを生じたり。

特に非常の變化をなしたるものは燈火なり、維新前にありては、行燈及日本と稱する吊し燈籠を用ゐて明を採り、専ら菜子油を用ゐしが、今日は一般に石油を用ゐ、洋燈を以て明を採り、神佛の燈火に僅に昔時の餘風を存するのみ。

發火の法亦然り、維新前にありては、火打鎌火打石火口の三品を入れたる火打函は、每家の必需品なりしも、今日は寸燐にて用を便じ、火打函

は廢止せり。

#### 四、教育

源頼朝覇府を鎌倉に建てしより、朝廷衰へて文教振はず、文學は一に皆僧侶の手に歸したり、北條足利二氏の時、僧徒四民の請に應じて文學を講習し、又其子弟を教育せり、寺院往々子弟教育の爲に、別に一字を設く、寺小屋の稱は蓋是より起る、徳川氏の時に及び、諸藩皆學校を興して藩士の子弟を教育せしが、農工商は舊に依りて多く僧侶に教育せられ、寺小屋の稱は維新後まで残れり。

徳川氏の中葉以降は、教育次第に普及し、僧侶の外浪人庄屋等に於て子弟を教育するものを生じ、都邑には私立の學校をさへ見るに至れり。寺小屋の教授法は、専ら習字を主とし、其間に於て讀書作法等を教ふるに過ぎず、故に其師を手習師匠と稱せり。寺小屋の教場は、寺院中の一

室又は庄屋住宅、浪人寓居の一室等に設けられ、少くして五六人より、多きは數十人、此に集りて高さ八寸許の机に倚りて練習し、兒童は各文庫を用意し、之に硯箱筆墨紙草紙手本等を納む、教室の通風採光等は問ふ所にわらざりき。

手習師匠は筆跡を能くし、謠曲諸禮式に通じ、里中の冠婚葬祭に當り、或は指揮者となり、或は書記となり、幹旋宜しきを得るもの、最も名望を博したり。

師弟の禮は最嚴重にして、師匠弟子に體罰を加ふるも、父兄は容喙すること能はずとせり、故に師嚴教尊、能く一郷の風教を維持し、感化亦大なりきと云ふ。

今日郡中の各町村は、村税の二分の一以上三分の二に至る費用を小學教育に投じ、校舎の設備を完全にし、高給の教員を聘用して、子弟教育の

任に當らしめ、授業の術管理の法、皆其宜しきを得て、不學の兒童なからしめんとす、盛世の澤亦大なりと云ふべし。

之に反して今日の小學教員は、原始時代の人民が、水草を追ふて轉移したるが如く、年々移動し能く一所に定住し、村夫子を以て自ら任ずるものなし、成に成績の見るべきものなく、感化の力亦薄きは遺憾と云ふべし。

今郡中寺小屋の最整理發達したりし、池田學問所授業の順序、學則の大略を左に示すべし。

一、習字

いろは歌、假名文、名頭字、町村名、日本國盡、諸證文、諸往來、

一、讀書

實語教、童子教、孝經、四書、五經、小學、左傳、文選、

一、講義 一六の日之を授く

一、謠曲及諸禮式 便宜間隙の際之を授く

授業時間

卯の刻より辰の刻まで讀書、巳の刻より申の刻まで習字、

等級

兒童を十一等に別ち一等より十等及初等とす。

管理法

一等生より若干名を抜擢して行司とし、行司は教場監督及助手を兼ね

交番勤務す。

學習年限

七八歳より十四五歳に至る凡八年。

束修及謝儀

一定の則なし概ね束修は適當の酒肴か又目錄なれば金壹朱より貳朱までを度とせり、謝儀は五節句蒸餅赤飯或は精米を以てす、孟蘭盆歳末に各自報志の浅深と資産の貧富とに應じ金壹分より壹兩までを呈す、赤貧者は束修謝儀を納めざるも問はず。

備考

○〇點を付したるは他の寺小屋には多く欠如の學科、△△點を付したるは他の寺小屋の讀書科なり。

### ○維新の改革

嘉永安政以降、國家多事、松本藩主は、或は浦賀或は品川の警衛を命ぜられ、文久中には和宮降嫁、領内御通輦の警衛をなし、元治元年には、水戸浪士と和田峠の樋橋に戦ひ、慶應中征長前後の役には、兵を率ゐて或は廣島或は大阪に駐屯すること數月に涉り、明治元年には兵を會津に出

す等、藩費巨額を要せしかば、領内十六人の富豪に御用達を命じ、御用金の才覺をなさしめたり。御用達は庄屋と謀り、町村の富豪に、御才覺と稱し、命令的に御用金を賦課徴收し、至急を要したる費用は、郡奉行連署の借入金證書を富豪に納れて金を借りたり。

明治二年藩籍奉還に際し、藩債償却の方便として、門閥打破、人才登用は朝廷の御主意なりと稱し、令を下して一時に從來の庄屋組頭等、町村の吏員を廢止し、更に才幹ありて庄屋組頭長百姓たらんと欲する者は、門閥に關せず、金若干兩を納めよと内諭す、此に於て庄屋組頭等の競争起る、藩は多額の金を納れたる者に任命して、多くの金を得たれども尙足らず、更に令を下して農工商に苗字帶刀を賣りたり、帶刀は一人別金拾兩以上とし、終身に止め子孫に傳へずとして許可し、以て多額の金を得、藩債の償却に充てたり。

明治二年松本藩知事は、廢佛の議を建て、之を決行し、管内の僧侶に諭して農に歸せしむ、舊藩士岩崎作樂口辯あり、各寺院を遊説して命に従はしむ、郡中獨り靈松寺住職安達達淳抗辯して應せざりしのみ、(其他廢寺に至らざりしもの郡中尙二三寺あり、此等は岩崎の來るを聞き潛伏し、藩より召喚あるも病と稱して出でず、遷延中松本縣筑摩縣に合せられ、事中止したるによる、)知事は直に神葬禮式を記載せる書數萬部を印刷して人民に頒ち、神官をして其儀を掌らしめ、又吏員を四方に派し、廢寺廢堂及路傍等にありし觀音地藏等の石像を打破し、庚申塔二十三夜塔の類を倒さしめ、或は佛像佛器を燒棄し、以て人民の迷夢を破れり、

明治五年筑摩縣は、管内を大小區に分ち、事務扱所を一小區毎に置き、庄屋を廢して正副戸長とし、大區毎に大區長一人を置きて地方を治めたり、此小區こそ今日各町村の基礎なりき、試に之を示さん。

安曇郡第十大區九小區(常盤) 十大區長  
 同 八小區(松川) 藤 傳  
 同 第十一大區一小區(池田町)  
 同 二小區(會染)  
 同 三小區(七貴)  
 同 四小區(陸郷) 十一大區長  
 同 五小區(廣津) 高橋 平一  
 同 六小區(社)  
 同 七小區(八坂)  
 同 八小區(美麻)  
 同 第十二大區一小區(大町)  
 同 二小區(平)  
 同 三小區(神城) 十二大區長

同 同 四小區(北城) 栗林 球三  
 同 同 五小區(南小谷の内千國)  
 同 同 六小區(南小谷の内中小谷)  
 同 同 七小區(北小谷、中土)

此年初めて戸籍成る、之を壬申戸籍と云ふ、此戸籍編成に於て大變革をなしたるは、従前は苗字は士人以上及藩主の許可を受けたる者に限り之を稱へたるを、此時より人民一般皆苗字を稱するととなしたるにあり、次は從來穢多非人(皮革を調理するを職とせしより調理とも呼べり)と稱し、士農工商以外の民ありて、四民と嫁娶し交際するを許されざる人種ありしを、此時之を平民籍に編入し、農工商と同等の権利を得しめたるにあり。

此時筑摩縣權令永山盛輝は、令を下し左右衛門、左右兵衛、之丞、之助等



武人の専横より出でたる稱呼を用ゐることを停められたれば、壬申戸籍には殆ど此等の跡を絶ちたり。

明治六年より同七年に涉り、地租の改定、地券交附の事ありて、地引帳名寄帳成り、人民に土地所有權を許され、地價百分の三を以て正租とせられ、農民は皆蘇生の思ひをなしたり。

明治五年より同七年に至るの間に於て、廢刀の令下りて士人の刀を帶ぶるを停められ、小學校令出で、各地に小學校の設立を見、男子の散髮流行し來れり。

明治八年筑摩縣は、各一小區中の村名を廢して耕地とし、新村名を定めしむ、南小谷の外は皆爾時命名のものにかゝる。

# 新撰仁科記

終

明治卅七年三月一日印刷  
明治卅七年三月五日發行

著 者

降 幡 雫

長野縣北安曇郡社村

發 行 者

伊 藤 慶 次 郎

長野縣北安曇郡大町二百卅四番地

印 刷 者

河 本 龜 之 助

東京市京橋區築地二丁目廿番地

印 刷 所

國 光 社 印 刷 部

東京市京橋區築地二丁目廿一番地



發 兌

長野縣北安曇郡  
大町二百卅四番地

伊 藤 書 店

和漢洋書籍●筆墨紙●石盤●石筆●鉛筆●算盤●インキ●手  
 帳類●繪具文房具類各種●樂器●運動用具●其他教育に關す  
 る諸品一式●

右大勉強を以て精々安價に販賣致候間多少に不拘陸續御購求之程伏て願上候敬白

信州大町九日町三丁目

伊藤 藤書店

追て全國諸雜誌迅速御取次致候間是又續々御注文の榮を賜り度奉仰望候  
 尙近刊書目左記の通りに付本書同様御愛讀之程奉仰望候

一北安曇郡地誌 全一冊 定價凡參拾錢  
 一北安名譽錄 全一冊 定價凡壹圓卅錢

賣 捌 所

大町	同池田町	同松本町	同松本町
合本館	廣充館	寺岡商	高見書
松本書店	廣充館書店	寺岡書店	高見書店

96  
416



2011